

島根県の林業

特206

969



始

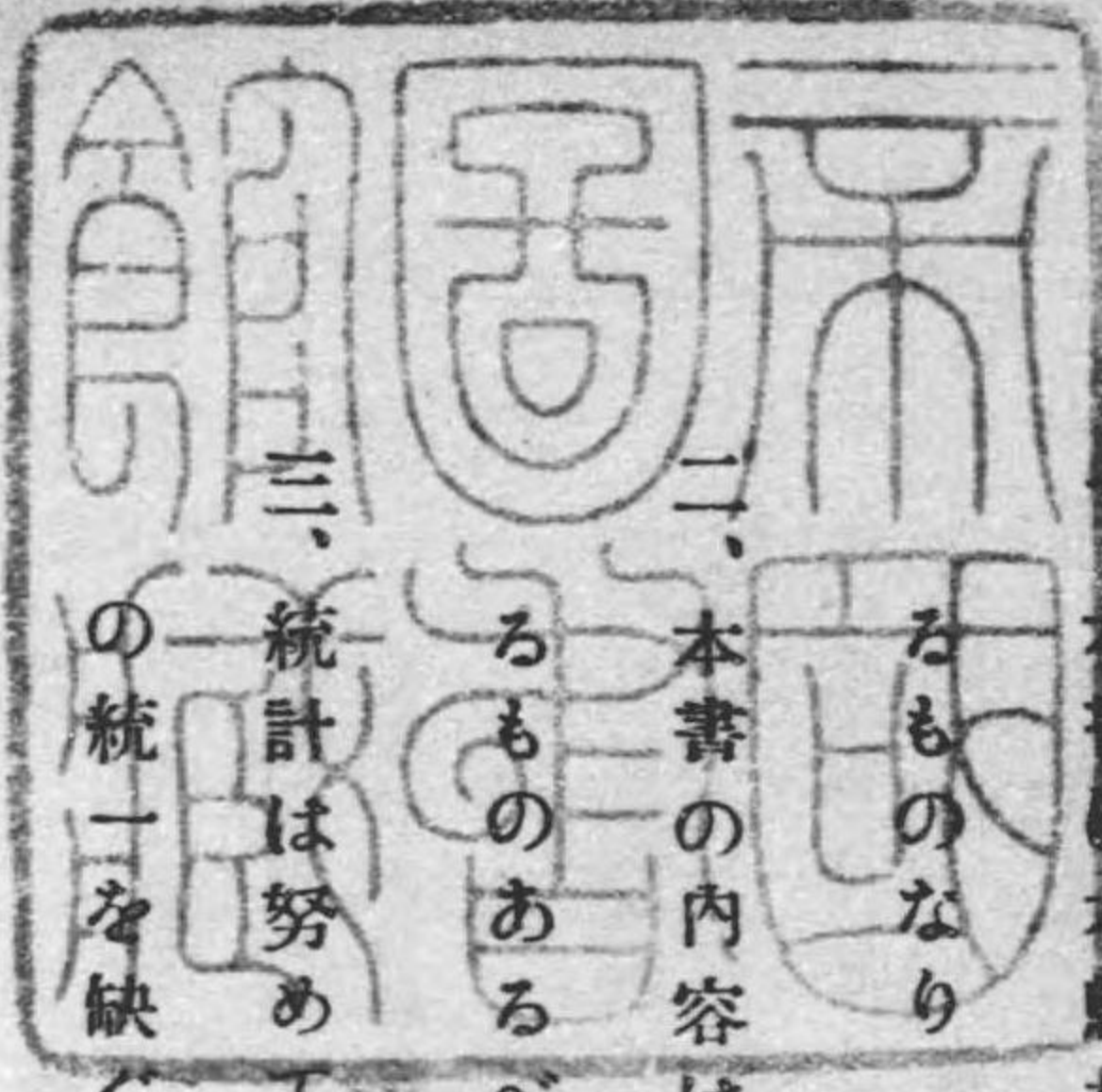


緒言

一、本書は本縣林業の概要を知るに便せむが爲其の一斑を摘録編纂したるものなり

二、本書の内容は努めて遺漏無きを期したり、雖或は精粗其の當を得るものあるべし他日の訂正に俟つ

三、統計は努めて最近のものを掲記することゝせるを以て其の年次年度の統一を缺くを免れず



三、造林の状況	二五
四、伐採の状況	二四
五、林野生産物	二七
六、林野蓄積	三〇
第四、保安林及開墾制限禁止地	三三
一、保安林	三三
二、開墾制限禁止地	三五
第五、公有及社寺有林野	三六
一、公有林野の統一及入會整理の状況	三六
二、公有林野の施業計畫案編成及實施の状況	四一
三、公有林野官行造林の状況	四三
四、社寺有林野の状況	四三
第六、私有林野	四五
第七、縣有林	四五
第八、林野基本調査	五八

第九、木炭縣營検査	五九
第十、補助獎勵施設	六二
一、山林會補助	六二
二、公有林野造林費補助	六三
三、水源涵養造林費補助	六四
四、林業共同施設費補助	六六
五、竹林造成改良費補助	七〇
六、砂防費補助	七一
七、荒廢地復舊費補助	七三
八、樹苗養成配付	七六
第十一、林業團體	七八
一、縣山林會	七八
二、島郡山林會	八〇
三、木炭同業組合	八二
四、森林組合	八四
五、林業小組合	八六

第十二、縣產業計畫「林業の部」拔萃……………九一

第十三、縣林業費豫算……………一〇〇

第十四、雜……………一〇一

一、國有林……………一〇一

二、學校林……………一〇一

三、林産物移出入……………一〇二

四、林業労働者……………一〇二

五、製材所……………一〇二

六、水力電氣發電所……………一〇三

七、林業教育機關……………一〇三

八、史蹟名勝天然記念物……………一〇四

九、林業金融……………一〇八

十、統計上より見たる島根縣林業の地位……………一一〇

附圖

島根縣の林業

第一 總説

位置及面積

島根縣は蜿蜒たる中國の分水嶺を以て南方に中部山陽の廣島縣を控へ北一面には渺茫たる日本海の荒波を隔て、露領沿海洲及朝鮮に相對し東鳥取縣を経て近畿地方京阪に通じ西は山口縣を挿み九州に到り面積は四百二十九方里にして全國中第十九位を占む。

地勢及地質土性

地勢 出雲石見兩國は共に中國山脈の西北に位し東北より西南に長く、船通、阿圖馬、大万木、阿左、九瀬、天狗石の峻峯を連ね蜿蜒として山陽に界せり。出雲國は山岳、峯嶺南部國境を圍繞し北部は粟嶺東に走り日本海に突出し半島形を成す内に中海及宍道湖を擁し平地に富む。石見國は殆んそ高峯雄嶺を以てし山岳深谿の間耕地狹隘にして僅に溪間に小圃の散点するに過ぎ



飯	梨	川	一九、四八五・四四	林野基本調査面積
斐	伊	川	七八、〇一八・三六	全
神	戸	川	二七、三九〇・七七	全
江		川	五八、六九四・二〇	台帳面積
高	津	川	八六、二六二・〇〇	林野基本調査面積

「地質及土性」 火成岩は岩石の中最も多きは花崗岩なり其の露出區域廣大にして常に班岩と相並列し出雲奥部一帯より石見に連り殆んど南部過半の地積を占領す、其の東部に擴充するものは山麓稍寬祐なるを以て耕地相接し土性概ね良質の壤土を構成す。班岩は花崗岩に次で其の區域大なるも概ね陰陽連山の骨髓及美濃及鹿足郡の奥部を占め地勢峻嶮平地に乏し土地肥沃埴土及壤土を主とし多量の腐埴質及粗大なる石礫を挾雜する所あり。其の他、閃綠岩、珩岩、輝綠岩に屬する個所狹隘たり。火山岩は主として安山岩類に屬するもの大部分を領し雲石の國境三瓶山及大江高山一帯の地を占め雲母頑火安山岩にして三瓶山に屬するものは飯石郡の過半を擴充し大江高山に屬するものは邇摩郡及邑智郡の一部を領せり。土性は一般壤土に富めり。能義郡に於ける火山岩は主として石英粗面岩及玄武岩にして概ね埴土たり。隱岐島は安山岩及玄武岩石英粗面岩より

成り土層深厚にして適宜の腐埴質を含有する良性の埴土をなせり。水成岩は概して海濱に近接し秩父古生層最も廣潤にして那賀、美濃、鹿足の三郡に跨り粘板岩、砂岩、角岩、石灰岩等を岩種とし土性一般に礫質埴土に富む。御坂層は出雲北山連山の脊髓を構成する岩層にて粘板岩、頁岩及班岩質凝灰岩を主とし概ね礫質埴土に屬す。第三紀層は概して海濱に接續する丘陵をなし、砂岩、頁岩、凝灰岩等其の主たるものとし土性埴質に富む。第四紀古層は簸川及八束郡の一部に少の地を占む。第四紀新層は宍道湖及中海の窪地帯内に擴充する沖積層最も大にして主たるものは神戸平地、松江平地、能義平地にして其の他石見海岸に於ける益田平地、大田平地等にして農耕地として重要な生産地を構成す一般に山岳に接し埴土多く其他は砂質壤土に富む。

三、氣 象

本縣の東西南の三面は山岳重疊し北方一帯は海に面し沿岸線實に百八十里に及び海上には暖流の一派西より東に流れて氣候調和せられ四時の變化概ね順調なり。盛夏の候は平均氣温七十八度北陸沿岸より稍々低く内海附近より約一度の低度を示す。酷暑は九十七八度に昇ることあるも海邊は冷風涼を送りて苦熱を拂ひ山部は陽傾けば涼快を覺ゆ。冬季は朔風凜烈白雪繽紛たる日なきに非されど北陸地方の半にも達せず。海邊は地上積雪を存留すること算ふるに止まるも山部殊に中

國山嶺の高地は海拔六百米余にして雪多し。海邊は平均四十一度餘にして嚴寒も三十度を下るこゝ稀なり。春秋は平均氣温五十五、六度より六十四度を示し晴朗の天氣多し。概して氣候溫暖濕潤にして樹木の生育に好適す。

四、森林ノ分布

本縣の森林は主として暖帶林に屬し中國山脈の中腹以上に於て溫帶林の現存を見る。森林の現況に依り大体海岸部、中央部、及奥部の三部に區別し得べし。海岸部は主としてアカマツ、クロマツの單純林を形成し、其の谿間又は中腹以下に多少の落葉闊葉樹、シヒ、カシの常綠闊葉樹鬱蒼たり。中央部は比較的クリ、クヌギ、ナラ、ホ、其の他落葉闊葉樹に富むも漸次アカマツ侵入し單純林又はアカマツミ落葉闊葉樹の混生林を形成せり。奥部は純然たる落葉闊葉樹にして、ナラ、ブナ、クリ、カイデ、アベマキを主とし、スギ、ヒノキ、其他主要樹種の森林に乏しく主として薪炭林たり。

五、交通

南に中國山脈を背負ひ北は日本海に面して地理上比較的不便なりし本縣も近時世運の進展に伴ひ

鐵道の敷設、道路河川の改修、港灣航路の修築、その他海に陸に通信運輸の機關著しく發達し往時に比すれば蓋し隔世の感あるに至れり。

「鐵道」京都を起点させる山陰本線は一方大阪より分岐する福知山線及播磨線並近く開通せる伯備線其の他の小線を合し來り中海、宍道湖畔を過ぎ日本海沿岸に沿ひ益田驛にて山口線に連絡し本縣を縦貫して山陽線に連絡する所謂山陰縱貫鐵道は本縣に於ける一大動脈線たり。

此の外出雲大社參拜に便する大社線、松江市、一畑藥師寺、平田町、今市町を連絡する一畑電氣鐵道は共に山陰本線出雲今市驛より分岐す。又出雲奥部開發の使命を有する簸上線は山陰本線宍道驛より分れ大原郡木次町に至る、本線は將來木次落合線開通の曉には廣島縣との交通上有望なる線路なり。山陰本線荒島驛より能義郡廣瀬に至る廣瀬鐵道あり。又萩線は山陰本線益田驛より分岐し日本海に沿ひ萩町に至るものにして既に本縣地内は竣工運轉を見近く全通の見込あり。其の他目下工事中のものには山陰本線江津ミ廣島縣三次町を連絡する三江線及大社ミ廣島縣宮島ミを連絡する大宮線あり。又豫定線たる岩日線、太田瀧原線等完成後に於ては本縣産業其の他各般の施設に一新紀元を劃するものなるべし。

「道路」國道は十八號及十九號より成り主用延長六十六里に及ぶ。就中十八號は東京より山口縣廳に達すべき重要路線にして東鳥取縣を経て本縣の東端能義郡に入り鐵道山陰本線に併行し

て本縣を東西に貫通し陰陽の分水嶺を突破して山口縣に入る。府縣道は路線數百七十三此の總延長五百五十七里にして内松江廣島線、瀧田廣島線、佐比賣廣島線の三大路線は共に國道に準ずべき重要幹線なり。

〔河川〕 主要河川も稱すべきは六十七ヶ川にして内舟楫の便に富めるは江川、高津川、大橋川、佐太川外二、三の諸川なり就中江川は中國第一の長流にして源を遠く廣島縣内に發し本縣邑智郡に入り那賀郡江津町を経て日本海に注ぐ舟筏の往來頻繁なり。

〔港灣〕 港灣の主なるものは三十四港を算す内瀧田港は山陰屈指の良港にして山陽及九州方面より遠く滿鮮地方との通商港たり。松江港は瀧田港と共に重要港として國の指定に係る良港にして斐伊川改修に伴ひ築港の計畫あり完成の曉は隣縣境、米子の二港を利用し中海宍道湖方面の通商は勿論其の他の外海港と密接なる關係を結ぶに至らん。此の外溫泉津港、江津港、西郷港、安來港は商港とし惠曇港は漁港として共に縣内に於ける有数の良港に屬す。

〔航路〕 水陸の交通を結ぶ航路の主なるものは日本海に於ける隱岐、出雲浦の二航路を初め中海、宍道湖内に於ける米子、美保關、庄原、平田の各航路あり何れも定期汽船の便あり、就中隱岐航路は國庫及縣費の補助航路にして隱岐島に至る唯一の重要航路なり。

〔索道〕 美濃郡道川村より山陰本線益田驛附近に達する延長十八哩の安全索道は縣下有數の

山林地帯たる沿線地方に於ける産業開發上裨益する所甚大なるものなり。

〔自動車〕 近時自動車交通は最も長足なる進展を來し市街地は勿論各樞要地間には殆んど普及を見るに至れり。

〔通信〕 松江に一等局を瀧田、今市、西郷に二等局を其の他の樞要地に約百八十の二等局を設置し各種の通信事務を掌る殊に松江局よりは朝鮮の元山並隱岐國西郷町に至る直通海底電信と大阪及下關に至る直通電話とあり。

六、戸口及生産額

〔戸口〕 昭和二年現在に於ける職業別戸口數を示せば左の如し

戸口	農業	水産業	工業	商業	其他	計
八七、九〇三	七、九一七	三、〇一〇	一四、一〇〇	一八、三七一	三、〇〇〇	一八八、六二一
四七、四三八	一、四一八	一、四一八	三、〇一〇	六、八二〇	三、〇一〇	一八八、六二一

「生産額」最近五ヶ年間に於ける産業別生産額を表示せば左の如し

生産力	計					大正十二年	全十三年	全十四年	昭和元年	全二十一年
	一人當	一戸當	農産	畜産	林産					
一人當	100	688	100,000,000	110,000,000	110,000,000	110,000,000	118,800,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000
一戸當	100	688	100,000,000	110,000,000	110,000,000	110,000,000	118,800,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000
農産			53,500,000	50,500,000	50,500,000	50,500,000	50,500,000	50,500,000	50,500,000	50,500,000
畜産			2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
林産			2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000
水産			2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000
工業			7,300,000	7,300,000	7,300,000	7,300,000	7,300,000	7,300,000	7,300,000	7,300,000
礦産			29,600,000	29,600,000	29,600,000	29,600,000	29,600,000	29,600,000	29,600,000	29,600,000

第二 林政の沿革

一、舊藩時代の林政

本縣は元松江、廣瀬、母里、濱田、津和野の五藩及大森代官所の一天領に分る今各藩に於ける森林制度の概畧を記せば左の如し

「松江藩」官林は立山奉行山方役等の主官にして奉行は官林の事務を總轄し山方役は各官林を巡回し山林の監護に當り且つ奉行の指揮に従ひ伐木及植林を掌り又此外若干の山守なるものありて官林廣狹により受持區を定め官林を保護し濫伐火災を豫防する等一般山林の看守に任せり。民林を二種に分ち一を野山(一村又數ヶ村共)二を腰林(一個人所有の)と云ひ野山には雜草を叢生せしめ之を田畑の肥料に供せり尤も該山に限り官より鑑札を與へ之を携帶入山するの慣例なり腰林は總て所有者の自由に任せし雖實買讓與する場合は村吏の公證を受け之を處分するを法例とせり。官林は官より時々査察し苗木を植栽培養し適宜各所有の畑地に諸種苗木を仕立つるの法例なり而して其造林の方法はマツは多くは自然生を仕立二十年乃至二十五年を経周圍五六寸に生長せしき枝を打ち幹の伸長を促し爾後八年乃至十年に一回枝打ちをなしスギ、ヒノキは五年乃至七

年にして下枝を伐採し幹の生長を助くるを法例せり、而して當時植栽せし樹種は主としてマツ、ヒノキにしてクリ、マキ（クヌギ、ナラ類）ケヤキ之に亞ぎ其の他は自然に放任せり伐採は概してマツ五十年マキ（クヌギ、ナラ類）クリ、シヒは二十年乃至三十年雜木は十年乃至十五年を限度す其期節は冬より春季に亘り伐採するを例せり。

「廣瀬藩」官林の取扱は山方奉行元々下役等の官吏を以て之に充て所轄内一ヶ所に山方役所を置き播種栽培伐木監護の事を擔任し尙受持官林を監守し盜伐火災の防止並造林保護に至るまで一切取締を爲さしめん爲若干の山守を設置せり。民林に野山村山あり元來官民有の區別は土地を分割して境界を定めしものにして樹木の種類を以てせしものにあらず而して民林は營繕役所の主管に屬し巨樹大木は三年乃至五年毎に該役所より役員を派出せしめ之を検査し帳簿に登録し藩主入用の場合は相當代價を以て之を買上げ愈々不用に屬するものは伐採するを許すの慣例なりき廣瀬町に一ヶ所の苗圃を設け吏員を置き専らハセ、を播種し之を民有適當の地に移植せしめん爲め無代價にて下付し後吏員をして巡回せしめ各自移植したる本数を調査し其の成績良好なるものには相當の賞與をする慣例なりき。

「母里藩」母里藩官林の取扱は作事奉行山方受拂役等の官吏を以て山方を構成し所轄内一ヶ所に山方役所を設置し（母里町）播種栽培伐木監護の事務を擔任せり作事奉行は山林一切の事務を

總攝し受拂役は奉行の指揮に従ひ栽培保護伐木賣材或は勘定等の事柄を管掌し下役は山林を巡回し山守監守人の勤惰を監督せり而して下小竹、安田、犬塚の三ヶ所に山守を配置せり又母里町に一ヶ所の苗圃を設け吏員を置き専らハセ樹を播種栽培し無代にて配付し吏員を巡回せしめ其栽培方法を懇切に諭せり。

民林は其の所有者任意に樹木を仕立つるのみならず藩に於ても民林の増殖を管掌し藩費を以つてハセの苗木を分配し或は吏員をして巡回指揮せしむる等植林を奨励せり樹種はマツを主としクリシヒ、マキ（クヌギ、ナラ類）カシ等之に亞ぐ其の他スギ、ヒノキ等は多からず又林木の伐採は凡そ年限を定め用材は三十年乃至五十年薪炭材は十年乃至十五年に伐採するの慣例なり。

「濱田藩」官林取扱方は大山守、山守等の吏員主任となり勘定頭之を統轄し山方役所を濱田に設け尙ほ管内七ヶ所に山守屋敷を置き山守を在勤せしめ林木の播種栽培及伐木保護の事を擔任せしめ官林所在居住者より薪炭用の雜木の拂下を請ふときは之を許したるもスギ、ヒノキ等の良木は堅く伐採を禁じたり又官林所在地には一名乃至三名の山番を置き火災盜伐取締の任に當らしめたり。

民林を分て三種とし野山（一村にて共有）持山（一個人所有の）免山（民林を領主へ引揚げ其換地として下付其功勞に對して下付せし山を云ふ）に分つ免山は樹木を伐採するも税金を收入せず山内開墾等も勝手にして開墾せ

し田畑は定納所を稱し僅少の租税を收納するのみにて諸役を免許せり。又官に於て他國よりハゼ苗を買入れ低價を以て人民に賣渡し或は無代價を以て配付し殖林を奨励せしことあり。

林木の伐採は大概輪伐法に依り（良材は五尺圍り以上を伐るを法とす）薪炭林は區域を定め輪伐するを例せり。

「津和野藩」官林取扱方は普請奉の兼務にして取立役・抽頭及山守を置き山林一切の事を擔任せしむ官民有林の差別は村落接近の林を民林とし遠隔の林を官林に充て山守は交番を以て山林を巡回し盜伐を警め林内異變の有無を抽頭へ届け出するを例せり。

「大森代官所」官林に松林・雜木立・運上山の二種あり各其取扱方を異にし松林は防風土砂并止用として木敷を繁殖して永く保存するを主とせるもの、如し故に官營に係る井堰橋梁修繕の用材又は風雪の爲め損木となるか或は立枯木となりたるもの、外一切伐採することなし雜木立・運上山は銑鉄の製煉を業とするものに年期又は無年期にて貸與し而して拜借人は運上又は冥加祿等を納め其の立木の伐採は所用主の自由に任せ敢て官の検査又は伐採を出願する等の例なし其の所用主の都合により稼來りの儲を他人へ譲與し又は賣却するときは右運上受山も屬せしめ公然其の名前換を出願許可を受くる等偏に該官林は銑鉄の製煉所に附屬せるもの、如し。民林に二あり其の一を自分持山（一個人有のもの）一を村入會即ち一村共有又は地盤は本村に屬し最寄二ヶ村乃至四五ヶ村入會のものあり之を入會山と云ふ何れも樹木の伐採開墾等官に於ては一切干渉せざりき。

二、明治維新後の林政

明治初葉即ち廢藩置縣當時に於ける官林に就ては確實なる記録を見出さざるを以て明記し難し。雖明治十三年頃迄の間は單に立木・拂下及土地の貸下其の他森林の危害防止に關する取締を主とし植林に關しては別に施設等なかりしもの、如く斯くて各地の官林は次第に荒廢に傾き到る處植林の必要を認むるの狀態に至りたるを以て明治十四年現在の八束郡乃木村に樹苗圃を設置し「スギ、ヒノキ、サハラ、ケヤキ、クス」等を養成し造林用に供せんが其の後那賀郡濱田町に次で邑智郡都賀村に増設し専ら近傍官林用に供せり然るに明治二十二年閣令を以て官林は總て廣島大林區署へ引渡の旨布達あり依つて其儘之を同署に引渡したるが置縣以來引渡當時迄の植林面積は四十町歩余植村苗木數四十二萬本に及べり。而して一般民有林にありては殆んゞ自然に放任したるもの、如し。

明治十六年より民林にして國土保安に關係ある箇所を調査し全十七年之を禁伐林に編入せり。明治十八年勸業諮問會を開催し町村共有林取締に關し諮問の結果町村共有林取締規則を發布し之が取締の勵行を期せり。

明治三十三年より飯石郡に點在する縣有林に對し造林を實施し經濟林として合理的に經營するこ

さしせり。
 明治三十四年林業獎勵費支給規程を發布し公有林野の造林費に補助せるが同三十六年に至り中止せり。

明治三十七年林業補助規程を設け郡及町村設樹苗圃の設置を獎勵せり同四十五年度より町村設苗圃に對する補助を廢止す。

明治四十年に林業補助規程を改正し郡林業技術員設置費に對し補助の途を開きたり。
 尙同四十年公有林開發の爲公有林に對し地權を設定して縣有部分林植栽事業を開始せるも同四十三年度より公有林野造林補助の途開けたるを以て遂に同四十五年度に至り中止せり。又同四十年にクス、ケヤキ、ウルシの造林を獎勵する爲農商務省所屬植樹獎勵費の配賦あり同年度より縣苗圃を設置し右三樹種を養成し又一面該苗木を購入し造林者に無償配付をなせるが翌四十一年度に至り縣費事業として繼承し大正五年度迄實施せるが其の成績の見るべきものを遺憾す。又同四十年には林野に對する火入取締規則を設け野火の災害防除に努めたり。又同四十年森林法改正せられ森林組合の組織が法に於て認めらるゝこと、なれるを以て之が設立の勸奨に努めたるが大正元年に至り其の設立を見るに至れり。
 明治四十二年頃より部落有林野の統一整理を勸奨せり。

明治四十三年公有林野造林補助規程を制定し公有林野の造林、防火線の設定等に對し補助し尙造林計畫に付調査を要するものにおいては縣より吏員を派し之が調査をなし可及的の便宜を與ふるこゝせり。尙同四十三年より保安林調査員を設置し専ら之が調査に従事せしむること、せり。
 明治四十四年荒廢地復舊費補助規則を制定し以て荒廢林野の復舊工事を獎勵すること、せり。又同四十四年縣有林に於て製炭事業を開始し且つ製炭教師二名を雇聘し縣下製炭業の開發に資したるが大正七年度限り右教師の設置は之を廢止せり。

大正二年林業補助規程を改正し郡費造林補助に對し補助の途を開き造林の獎勵をなせり。

大正三年度より海岸砂防工事に對し縣費補助の途を開き之が施工を獎勵せり尙同三年度より全七年度迄椎茸栽培教師二名を雇聘し縣下に於ける椎茸栽培に就き實地指導をなせり。

大正六年度より同十一年度迄木炭同業組合補助費を計上し該組合の設立活動に資せり同年邑智郡に該組合の設立を見其後鹿足、那賀、飯石、美濃郡に普及せり。尙同六年度より縣山林會に對し縣費補助をなし以て斯會の發達を助成しつゝあり。

大正八年度より大正七年決定の縣產業計畫に基き専任技術員を設置し林野基本調査を實施せり。

大正十年度より公有林野整理費補助の途を開き之が整理に努めたるが昭和元年度限り廢止せり。

大正十一年度より縣營樹苗圃を設置しスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クヌキ、ヤシヤブシ

ニセアカシアの養成をなし實費拂付を、なし以て造林の振興に資せり。
 大正十二年郡制廢止に伴ひ林業費補助規程を廢止せり。而して郡に設置せる林業技術員は之を各郡共一名宛縣費に移管して郡に駐在せしめ其郡に於ける林業の指導獎勵の任に當らしめたり。
 同年より公有林野整理委員を特設し公有林野の整理を督勵せり。
 大正十五年郡役所廢止に伴ひ郡に駐在せる林業技術員は之を半數縣に移管せり。郡山林會中其の基礎薄弱なるものありては郡役所廢止の影響を蒙り其の活動を中止するに至れるものあり。
 又同十五年林業共同施設補助規程を發布し林道の新設並木炭倉庫の建設を獎勵せり。
 又同十五年に於ては臨時島根縣木炭規格調査會を開設し縣下木炭規格の準據を呈示せり。
 昭和二年竹林造成改良費補助規程並水源涵養造林補助規程を發布し以て竹林の新設改良施設の獎勵に資し且つ水源涵養上重要な地位にある社寺有及私有林野の造林を獎勵せり。
 又同二年より島根縣臨時産業調査會を開設し其の答申に基き同三年七月産業計畫を樹立し將來之に基き産業諸般の施設をなすことなれり。
 昭和四年度に於ては前記産業計畫に基き各島郡に林業技術員一名を駐在せしむることなれり。
 又同年度に於て木炭検査所を新設し九月一日より縣外移出木炭に付検査を實施することなれり

第三 林野ノ現況

一、面積

本縣の林野總面積は四十三万五千七百八十五町歩にして之を大別すれば國有一万六千三百八十八町歩公有三万九千九百五十二町歩社寺有五千七百十六町歩私有三十七万三千七百二十九町歩にして縣全地積の約八割を占む而して林野面積の最も大なるは那賀郡にして邑智郡飯石郡之に亞ぎ何れも五万町歩乃至六万町歩を有す最も小なるを松江市の三十一町歩瀨摩郡の一万町歩余大原郡の一万四千余町歩なり。昭和二年末各島郡別林野面積を表示せば左の如し。

島郡市別	面積	備	考
松江	三、一〇一町		
八束	二一、八一四・四		
能義	二六、一三二・七	内國有	三五九・七

仁多	飯石	大原	簸川	安濃	邇摩	那智	美濃	鹿足	隱岐	計	
三二、六七九・五	五〇、七〇二・八	一四、四〇〇・〇	三〇、二二二・六	一三、九九八・四	一〇、六六四・二	六〇、六六五・〇	六〇、七四四・五	四八、〇〇四・八	三八、八七八・三	二六、八四七・〇	四三五、七八五・三
		内國有	全	全	内國有	全	全	全	全	内國有	一六、三八八・二
		二五五・八	五・六	二八七・七	六、四六七・五	二〇九・五	四六・四	八、七五六・〇			

二、林相の概況

本縣の林野中立木地は三十九万五千七百六十七町にして無立木地は四万十八町歩あり之を所有別に示せば左の如し。

國有	公有	社寺	私有	計
一六、三六〇・〇町	三九、九三二・〇	三、七六二・〇	三三、〇七九・〇	四三、一三三・〇
一、七〇八・〇町	一、〇〇〇・〇	〇・〇〇〇・〇	〇・〇〇〇・〇	二、七〇八・〇
				四三、一三三・〇

立木地は歐洲戰亂に依り經濟界異常の好況を誘起したる結果過伐の弊に陥りしに尙現今に於ける農山村經濟不振に依る幼令林の伐採に依り著しく蓄積の減少を見るに至れり而して「國有林」は縣下三營林署經營の下に適切なる施業の遂行に努められつゝあるを以て林相民有林に比し見るべきものあり。

木 タ ル	松 烟	松 脂	炭		木 黒炭
			計	其 他	
價 格	數 量	價 格	數 量	價 格	數 量
1,500.00 円	1,000.00 円	1,000.00 円	5,387.96 斤	1,000.00 円	9,335.96 斤
1,000.00 円	1,000.00 円	1,000.00 円	5,387.96 斤	1,000.00 円	9,335.96 斤
1,000.00 円	1,000.00 円	1,000.00 円	5,387.96 斤	1,000.00 円	9,335.96 斤
1,000.00 円	1,000.00 円	1,000.00 円	5,387.96 斤	1,000.00 円	9,335.96 斤
1,000.00 円	1,000.00 円	1,000.00 円	5,387.96 斤	1,000.00 円	9,335.96 斤
1,000.00 円	1,000.00 円	1,000.00 円	5,387.96 斤	1,000.00 円	9,335.96 斤
1,000.00 円	1,000.00 円	1,000.00 円	5,387.96 斤	1,000.00 円	9,335.96 斤
1,000.00 円	1,000.00 円	1,000.00 円	5,387.96 斤	1,000.00 円	9,335.96 斤
1,000.00 円	1,000.00 円	1,000.00 円	5,387.96 斤	1,000.00 円	9,335.96 斤
1,000.00 円	1,000.00 円	1,000.00 円	5,387.96 斤	1,000.00 円	9,335.96 斤

白 炭	竹 材	薪 炭 材	材 用			種 別 年 次
			計	潤 葉 樹	針 葉 樹	
價 格	數 量	價 格	材 積	材 積	材 積	
1,000.00 円	1,000.00 斤	1,000.00 円	1,000.00 材積	1,000.00 材積	1,000.00 材積	大正十二年
1,000.00 円	1,000.00 斤	1,000.00 円	1,000.00 材積	1,000.00 材積	1,000.00 材積	全十三年
1,000.00 円	1,000.00 斤	1,000.00 円	1,000.00 材積	1,000.00 材積	1,000.00 材積	全十四年
1,000.00 円	1,000.00 斤	1,000.00 円	1,000.00 材積	1,000.00 材積	1,000.00 材積	昭和元年
1,000.00 円	1,000.00 斤	1,000.00 円	1,000.00 材積	1,000.00 材積	1,000.00 材積	全二年

以上は統計に示す数量にして内木炭は實地調査數量と著しき相違あり最近二一ヶ年に於ける實地調査數量次の如し。

年次種別	白炭		黒炭		其他	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格
昭和元年	八、三〇五、〇〇〇	一、一八二、九〇〇	一〇、〇〇〇	三、七九五、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇
全二年	六、四三三、四七六	一、四四四、七五五	一七、〇〇〇	三、五八八、二二〇	一、四〇〇	四、〇〇〇
合計		二、一五五、三三三		一〇、二二五、八三三		一〇、六六四、六六六
其他雜産物		價格		價格		價格
		一、七〇六、九三三		八六二、九九九		一、三三二、五四四
合計						一、六七九、七九〇

六、林野蓄積

昭和二年末に於ける樹種別島郡市別林野蓄積を示せば左表の如し。

島郡市別	針葉樹		闊葉樹		竹		林		計	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積
松江	一、八一〇	一、〇一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

郡市	針葉樹面積	針葉樹材積	闊葉樹面積	闊葉樹材積	竹面積	竹林材積	計面積	計材積
八東	三、一九五	二、〇〇〇	八、八〇〇	六、六一〇	二、〇〇〇	八、五九〇	三、一五五	二、七二〇
能義	三、七六〇	八、五五〇	二、三三〇	一、四三〇	一、四〇〇	一、三九九	一、一八九〇	一、三九九
仁多	二、七七七	九、七三〇	二、〇〇〇	二、二八〇	一、一〇〇	二、二八〇	三、九六〇	二、二八〇
大原	一、〇〇九	四、一六〇	一、六一〇	一、七〇〇	一、〇〇〇	一、七〇〇	一、一八一	一、一八一
飯石	三、〇〇七	六、七六〇	三、八〇〇	五、〇〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	四、三三三	三、〇〇〇
簸川	〇、七〇七	〇、四四〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	二、七〇七	一、〇〇〇
安濃	三、七九七	一、一八〇	八、〇〇〇	一、八〇〇	一、〇〇〇	二、二〇〇	二、一〇七	二、一〇七
邇摩	三、三三二	〇、八二〇	七、九二〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
邑智	三、三三三	〇、七〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	三、三三三	〇、〇〇〇
那賀	〇、八二七	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、八二七	〇、〇〇〇

其ノ二

保安林種類	國有		公有		社寺有		私		計
	ヶ所	面積	ヶ所	面積	ヶ所	面積	ヶ所	面積	
土砂打止林				二九		四			一、五三三
水害防備林				二九		四			四九一・八七
水源涵養林				二五		七			二、二〇〇
墜石防止林				一					四
類雪防止林				一					二〇〇
飛砂防止林				一					二〇〇
防風林				一					二〇〇
計	四	一、〇〇〇	一	一、一五	三	一四・九三	一	一、九八五	二、一六〇
		三七・八〇		八七・七四		一四・九三		一、九八五	五、四〇七・七五

松江	計
風致	二、六六
魚附、土砂打止、防風、風致、水源涵養、目標、類雪防備、飛砂防止、潮	八、一九
害防備、墜石防止、水害防備	三、三二・一六

二、開墾制限禁止地

計	風致林		目標林		魚附林		潮害防備林	
	制限	禁伐	制限	禁伐	制限	禁伐	制限	禁伐
	三	五	一	一				
	五・九〇	三八・二〇	四・八〇	一・〇〇				
	七・七八	七・七八	九	三	二・九八	三・六六〇		
	一・〇〇	一・〇〇	一九・八二	三〇	三〇	四〇		
	三五・四五	三五・四五	二八	一、九七・七二	五四・二五			
	六、九七・五二	六、九七・五二	五六	七、四三	三、五六一、一九・三三			
	六八・五〇	六八・五〇	六八・五〇	六八・五〇	三、八五四			
	八、二〇	八、二〇	六四	二、八九・九六	一、五〇六・一六			
	六九	六九		五〇〇				
	三、一〇三・五八	三、一〇三・五八		二、九〇・九六				
	一、〇〇・七〇	一、〇〇・七〇		六八・五〇				
	三、二二・二八	三、二二・二八		八、一九				

現行森林法發布後明治四十三、四十四兩年度に於て鏡川、安濃、瀬摩、那賀の各郡にて沿海或は河川附近にありて保安林以外の森林にして開墾を制限又は禁止する必要がある土地の調査を爲し之に基き一部の森林地に對し開墾を制限處分せり。大正十、十一兩年度に亘り治水調査の爲縣に吏員を特設し斐伊川流域に於て保安林或は開墾制限禁止地とするの必要ある土地、森林法第一百七條に依り造林命令を必要とする土地砂防法に依る砂防要設備地等の調査を行ひ沿川森林地の一部に

對し開墾を制限處分せり。昭和三年末現在の縣下に於ける開墾制限地の箇所、面積左の如し。

郡	名	箇所	面積
仁多	原	一、三〇八	二、八九五 ^町 ・二
大	石	、一〇五	六六・八
飯	川	、四三三	六〇六・八
簸	濃	四一	一六・三
安	賀	八六	一九・五
那	摩	二五	六・六
計		二、〇八四	三、六三〇・七

第五 公有及社寺有林野

一、公有林野の統一及入會整理の狀況

本縣に於ける公有林野は明治二十一年町村制實施の際數ヶ町村を合併して一町村を爲したるもの

は其の當時に於て財産の統一を獎勵し其の結果各財産の均衡を得たるものは町村に統一せられ統一後に於ける林野の整理著々進捗し効果顯著なるもの尠からず。雖明治四十三年度末現在に於ては台帳面積三万六千五百七十町歩の公有林野中實に二万一千七百六十五町歩の部落有林野を有し其の多くは濫伐暴採に委し甚しきは土地の荒廢を來すが如き状態なりき、然して斯の如きは治水上並に町村自治の圓滿なる發達上決して等閑に附すべきにあらざるを以て縣は政府の施設に準據し明治四十三年度以降に於ては吏員を増置し尙大正八年度より更に獎勵金を支給し部落有林野を町村に統一歸屬せしむることに努めたる結果昭和二年度末迄に百二十九ヶ町村此面積一万八千七百一十一町歩を統一し五十一ヶ町村三千五百三十八町歩（見込面積五千二百八十七町歩）の部落有林野を残すに至れり。

町村公有林野の整理開發に就ては大正元年公有及社寺有林野整理規則を發布し吏員を増置し入會整理及管理區分施行を督勵したる結果、管理區分は大正八年度に至り全部終了せしめたるも入會整理に就ては從來共同使用の慣行に伴ひ種々錯綜せる困難の事情を存せるもの多く従つて充分なる進捗を爲ざるを以て大正八年度より更に整理獎勵金を支給し大正十二年度よりは新に縣島郡を通じ公有林野整理委員を設け統一及入會整理の督勵を行ひ相當の成績を收め入會關係を有する町村有林野三万三千二百九十町歩の内昭和二年度末現在に於て八十ヶ町村此實測面積一万九千六百

九十一町歩の整理を完成したり即ち部落有林野統一、並に入會整理に関する島郡別成績及最近六ヶ年間に於ける之れが成績總括を表示すれば左の如し。

公有林野面積並統一成績

(昭和二年度末現在、台帳面積)

島郡別	從來村有		統一町村有		部落有		町村數計	面積
	町村數	所有面積	町村數	所有面積	町村數	所有面積		
八東	三	七三	三	二、三八四	一四	六、六六	六	三、八三
能義	二	九七〇	二	二、六三	三	九、九二	二九	四、三三
大原	八	三、七四	八	六、〇三	三	三、〇	一五	一、〇〇七
飯川	八	一、六八	八	五、四九	一	七、八四	一七	一、五〇一
安濃	一	七〇	一	六、〇九	一	一、二	八	一、三〇八
邇摩	一	三、七	一	四、四二	一	二、五九	二	五、三四三
那智	一	二、六三	一	三、〇五	一	三、八	三	一、九二六
美濃	三	七、七六	三	一、七三	三	二、四	五	三、六二六
計	一八	六、八七七	一八	九、四一	一四	〇、〇〇八	二五	七、八八九

入會整理成績

(昭和二年度末現在、台帳面積)

島郡別	整理		面積		整理未済面積		町村數計	面積
	町村數	造林像定地	探草其他	計	町村數	面積		
八東	一三	二、三六五	二、八三	二、六四七	二七	一、九四五	四〇	四、五九二
能義	五	一、七九	九三〇	二、七二	一八	一、三四二	二三	四、〇六三
大原	四	三、九六	一、三三	五、八	三	二、六	七	五、五四
飯川	三	三、四九	二、五	四、七四	六	八、四	九	一、二八八
安濃	三	三、七〇	九	三、七九	八	九、五一	一一	一、三〇〇
邇摩	二	三、六五四	五、五	四、三三	七	二、二四二	四	一、六三〇
那智	二	四、六三	四、五	九、七	七	七、四	九	一、六四一
美濃	七	三、一三九	七、八	三、八七	二二	五、六八	一九	四、四四五
計	三三	一、〇五六	二、九	一、八〇七	二七	三、五三八	四二	三、六、五九五

統一並入會整理年次別成績

年次	統 計		入 會		整 理	
	町村數	面 積 (台帳面積)	町村數	面 積 (台帳面積)	町村數	面 積 (實測面積)
大正十一年度	七	九、三三	一五	三、〇八八	三	三、三三〇
十二年度	九	一、五八三	一九	二、〇八二	二	二、〇八二
十三年度	七	八、五七	一五	二、〇八二	二	二、〇八二
十四年度	三	四、一九	六	一、〇三三	一	一、〇三三
昭和元年度	二	六、二	三	一、〇八六	一	一、〇八六
平均	五	六、三	八	一、六三七	一	一、六三七

計	那賀	美濃	鹿足	隱岐
町村數	一、六五九	六、四〇	一、二九	一、五九三
面積 (台帳面積)	二、〇八八	三、六九	一、二九	三、六九
面積 (實測面積)	三、三三〇	一、一四一	三、七五八	三、三九〇

二、公有林野ノ施業計畫案編成及實施ノ狀況

公有林野整理の使命は林野の廢頽を整理復舊し之が生産力の増大を策し林業の致上美を計らんとするものにして蓋し林政上緊急要務なり。本縣に於ける昭和三年十一月末現在の公有林野總面積は三万九千七百六十六町歩にして内町村有三万六千八十三町歩部落有三千六百八十三町歩なり。然れども以上總面積は實測未済の面積をも抱含する故今後整理完成の上は四万町歩を越えん。公有林野施業計畫案の編成は明治四十二年十月縣令第四十三號の發布公有及社寺有林野整理規則に依り森林として整理するものゝ然らざるものゝに區分し其後大正元年十二月發布の縣令第十九號公有及社寺有林野整理規則に依り大正二年十二月末日を以て整理區分の完了をなしたり。然して大正八年十月縣令第三十五號の現行改正規則に依り森林として管理すべきものに付面積三百町歩以上のものゝ對しては施業案を面積五十町歩以上三百町歩未満のものは施業要領を作成し尙五十町歩未満のものゝ雖も林地利用の程度に鑑み必要を認むるときは施業要領を作成せしむることに規定せられたり大正二年度編成事業開始以來着々之が進捗を計らしむるに共に順次之に従事の特置吏員をも増加し現在施業計畫案編成を了したるものは面積一万九千九十二町歩にして調査編成中のものを除き未済編成面積は一万六百四十八町歩にたり未編成箇所に対しては今後猶

統一及入會整理に相次ぎ昭和九年度迄に之が完成をなし以て治水及國土保安の完璧と一面基本財産の永久確立を期し公有林野の將來の精華を致さんことを期するものなり。

公有林野施業計畫案編成年別成績表

(昭和二年度末現在)

年 度	町 村 數	面 積	年 度	町 村 數	面 積
大正三年度	二	八三町	大正十一年度	一	四八町
大正四年度	二	三三七	大正十二年度	一七	二、六五二
大正五年度	四	三三三	大正十三年度	二二	三、一三四
大正六年度	四	一、〇三三	大正十四年度	二二	二、一六四
大正七年度	二	一九九	大正十五年度	七	一、二四四
大正八年度	三	三、二六六	昭和元年度	八	八、六六六
大正九年度	六	七、七〇〇	昭和二年度	九	一九、〇九二
大正十年度	一	一、〇七〇	計	八九	一九、〇九二

公有林野施業計畫案編成島郡別成績表

(昭和二年度末現在)

島 郡 別	町 村 數	面 積	島 郡 別	町 村 數	面 積
八 東	二	二、〇八七町	八 東	二	二、〇八七町
能 義	三	一、〇九五	能 義	三	一、〇九五
仁 多	六	七、三三三	仁 多	六	七、三三三
大 原	四	三、三六六	大 原	四	三、三六六
飯 石	六	九、三三三	飯 石	六	九、三三三
鏡 川	二	四、三九九	鏡 川	二	四、三九九
安 濃	四	一、〇七〇	安 濃	四	一、〇七〇
計	八九	一九、〇九二	計	八九	一九、〇九二

三、公有林野官行造林の状況

公有林野官行造林法は去る大正九年七月發布し今年十月一日より施行せられ之が實施は實に我國の林野中最も荒廢に委せられつゝある公有林野に對し國自ら急速造林を施行し木材の世界的缺乏の今日將來之が需要應救策たらしむるに俱に歳を遑ふて窮迫せる地方自治團體財政の救済に資し偉大なる基本財産を増成し以て町村自治の鞏固を圖らんとするの趣旨にして本縣に於ては當初三

八東	"	鏡川	八東	鏡川	隱岐	能義	"	"	八東	
持田	加賀	本庄	井尻	中	外	外	出雲郷	北濱	佐香	海士
持田村	加賀村	本庄村	井尻村	中村	外	外	出雲郷村	北濱村	佐香村	海士村
八・六・三	二九・〇・三	二七・七・七	三三・三・七	五三・三・九	一一・〇・六	一一・〇・六	一五・〇・一	一〇・八・七	一八・九・七	七五・一・〇
八・六・三	二九・〇・三	二七・七・七	三三・三・七	五三・三・九	一一・〇・六	一一・〇・六	一五・〇・一	一〇・八・七	一八・九・七	七五・一・〇
八・六・三	九八・三	八六・三	八三・七	一七・〇・九	七・七	七・七	二九・二	三・四	二六・九	一八・三
自大正十一年度	自大正十一年度	自大正十一年度	自大正十一年度	自大正十一年度	自大正十一年度	自大正十一年度	自大正十一年度	自大正十一年度	自大正十一年度	自大正十一年度
至昭和十一年度	至昭和十一年度	至昭和十一年度	至昭和十一年度	至昭和十一年度	至昭和十一年度	至昭和十一年度	至昭和十一年度	至昭和十一年度	至昭和十一年度	至昭和十一年度
大正十一年三月十一日	大正十一年六月三十日	大正十一年六月三十日	大正十一年十月十二日	大正十一年三月三日	大正十一年二月廿九日	大正十一年九月一日	大正十一年九月廿三日	大正十一年九月十五日	大正十一年六月十四日	昭和十一年六月二十日

松江	鏡川	古志	出西	窪田	乙立	布勢	横田	熊野	八東
鷺鷥	鷺鷥	高松	出西	窪田	乙立	布勢	横田	熊野	熊野
鷺鷥村	鷺鷥村	高松村	出西村	窪田村	乙立村	布勢村	横田村	熊野村	熊野村
一七・七・四	一七・七・四	六〇・三	一八・五	一八・五	二四・三	九・三・八	一六・〇・〇	二二・三・四	二二・三・四
一七・七・四	一七・七・四	六〇・三	一八・五	一八・五	二四・三	九・三・八	一六・〇・〇	二二・三・四	二二・三・四
九〇・七	九〇・七	六〇・三	二八・四	八四・四	八七・三	九・三・八	二二・三	一八・九	一八・九
自大正十一年度	自大正十一年度	自大正十一年度	自大正十一年度	自大正十一年度	自大正十一年度	自大正十一年度	自大正十一年度	自大正十一年度	自大正十一年度
至昭和十一年度	至昭和十一年度	至昭和十一年度	至昭和十一年度	至昭和十一年度	至昭和十一年度	至昭和十一年度	至昭和十一年度	至昭和十一年度	至昭和十一年度
大正十一年八月十五日	大正十一年九月一日	大正十一年九月十四日	大正十一年十月十八日	大正十一年三月十六日	大正十一年八月十一日	大正十一年八月十一日	大正十一年十月十日	大正十一年十一月四日	大正十一年十一月四日
二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇
契約未済	契約未済	契約未済	契約未済	契約未済	契約未済	契約未済	契約未済	契約未済	契約未済

官行造林事業成績町村別一覽

(昭和四年三月現在)

日原	美濃	都茂	都茂村	三〇・四	三〇・四	一三・三	自大正十二年度 至昭和七年度 大正十二年 六月八日	二〇・七
鹿足	藏木	藏木	藏木村	五七・九二	五七・九二	七四・三	自大正十四年度 至昭和十三年 六月十六日	九〇・〇
柿木	柿木	柿木村	一七・三二	一九・三二	一九・三	自 至 十三年 五月卅一日	九〇・〇	
七日市	七日市	七日市村	九〇・〇〇	九〇・〇〇	二七・三		九〇・〇	
朝倉	朝倉	朝倉村	六〇・〇〇	六〇・〇〇	一五・〇〇		六〇・〇〇	
計				一、三六七・三二	一、三六八・五三			一、三六九・七
合計				二〇、 六八三・三三	七、八三三・五二	三、六八・五三		二、八八九・七

四、社寺有林野の状況

本縣の社寺有林野は部落有林野の寄附及國有上地林の拂下最多く其の他僅少の私有地購入並地上
 權設定地にして其の面積廣からず五千七百六十六町歩(千三百九十九社寺)に過ぎず雖之が適正
 なる維持施業の方法を確立するは常に治水及國土保安に相當重大關係を有するのみならず財政の
 基礎を鞏固ならしめ社寺の興隆尊嚴を保持するの所以にして延いて社會風教に資する所尠からざ
 るを以て縣は主務省の方針に則り其の督勵に努め明治四十三、四兩年に整理區分を了し爾後漸次
 管理方法を定めしめたるも爾來其の管理經營宜しきを得ざるもの多く最近營林の基礎確立せるも
 の僅に三社寺百九十六町歩に過ぎず前途尙遠の憾あり尙整理區分を見るに森林として管理せざ
 るもの總面積の三割一分強を占め稍多きの感あるも本林野は主として部落有林野の寄附に係り舊
 來の慣行上當該部落民の探薪採草用地として貸付せるもの多きが爲にして是等も農業經營の變遷
 及造林思想の勃興に伴ひ縣郡の助成施設に相俟つて漸次森林化せらるゝの狀態にあり故に今後既
 定整理區分及管理方法を更訂し尙相當纏りたる面積を抱擁するものに對しては施業要領を設定せ
 しめ産業計畫の實施に相俟て大に督勵を加へ農耕上必須なる陰伐地其他特殊地帯を除き造林を促
 進せしむるの方針なり如上の事項を表示すれば左の如し。

整理區分及施業方法確定面積

(昭和四年一月末現在見込面積)

社寺總數	一、三九九	整理區分	森林トシテ管理 スルモノ	三、九九町	施業方法	森林トシテ管理 セザレモノ	一、七七七町	施業要領	三、七三三町	一九六町
總面積	五、七六六町									

面積一覽表

(全上)

島郡別	總面積	内		島郡別	總面積	内	
		造林	制限地			造林	制限地
八東	七八町	一四九町	五三町	邇摩	二四六町	四三町	一八六町
能義	四〇五町	三三三町	七二町	邑智	三九三町	五三町	三六町
仁多	三三〇町	一〇六町	二二四町	那賀	四七六町	三七町	二二町
大原	五九九町	一三三町	四六六町	美濃	二五六町	二七町	一〇九町
飯石	六五三町	一八五町	四六八町	鹿足	一〇六町	六町	一〇〇町
飯川	八八町	一七六町	五二町	隱岐	四五六町	二二町	二〇町
安濃	二五九町	三七町	二二二町	計	五、七六六町	一、三五〇町	四九三町
							三八七町

第六 私有林野

本縣の私有林野は全面積の約八割を占め林相は潤葉樹林最多く針潤混淆樹林、針葉樹林之に次ぐ潤葉樹は、ナラ、クリ、クヌギ、カシ其他雜木類ニシテ針葉樹はアカマツ、クロマツ、ヒノキ、スギ、なるも天然に生育するものはマツにして海岸部より中部地方に多くスギは主として美濃郡の奥部一部分に生立するのみなり。爾來時勢の進歩交通機關の發達に伴ひ利用の途開け森林は盛に伐採利用さるゝの狀態になれり然れども人工造林は勞銀の昂騰、苗木の不足又は高價の爲め甚だ振はず天然の萌芽に委すもの多し將來私有林野の經營の如何は單に本縣の經濟上のみならず國土保安上重大なる影響あり。大面積の森林所有者は極めて少く多くは小面積の所有者にして確立したる計劃に基き施業するもの殆んど無く縣は是れ等に向て森林組合を奨勵し或は水源涵養造林補助、又は縣營樹苗、配付等により之が指導奨勵に努めつゝあり。

第七 縣有林

「沿革」縣有林は元飯石郡來島村永田某の所有にして砂鉄採取の盛なりし時代に於て鑛場を設け置し砂鉄の採取製造に従事せしが其後事業衰微し維持困難となりたる爲明治十年八月縣税金の一

部を以て縣に購入せるものなり。

「面積」

所在地	面積	摘	要
飯石郡來島村大字小田	八〇九・九九二八	外一五五・一九〇九ハ縣立農林學校實習林ニ保管	
全 上 大字下來島	一七・三三〇二	轉換	
全 郡頓原村大字長谷	二一・五一一八		
全 郡志々村大字八神	九・八一二七		
計	八五八・六六一五		

「造林事業」縣有林々況は主として老令の落葉闊葉樹林にして優良樹種に乏しく林種改良の必要上スギ、ヒノキの用材林に更新する方針を樹立し明治三十二年度より着手し昭和二年度迄にスギヒノキ二百六十万余本、四百五十七町歩の造林を實行したるが昭和三年度より施業計劃を變更し要更新面積三百二十二町歩の内二十二町歩はマツ天然造林を行ひ殘三百町歩を人工造林豫定地とし毎年平均三十町歩宛整理更新し昭和十二年度に於て完了する方針なり。

「伐採事業」來島村小田縣有林に於ては明治三十一年度より樹種更新の必要上雜木は炭材として

賣却伐採しつゝありしも明治四十四年度より收入を得る一方造林事業の遂行上地帯の完全な經費節約の目的を以て縣營として製炭事業を開始し雜木は木炭資材として年々十五町歩内外の伐採を行ひつゝありしも樹種更新の長期に亘るは不得策なるに尙收入の増加を計る目的にて昭和三年度よりは毎年三十町歩内外を伐採する事とせり。本林内に生立せるケヤキ、クリ、ホ、サクラ、ブナ、セン等の特用樹種は往時木材價格の低廉なりし時代に於てはクリ材のみ處分せられ其の他は造林地の障害木として伐採巻枯等を行ひたるも漸次木材需要の激増に價格の昂騰につれ各特用樹種も相當處分收入を得るに至れり。

「軌道敷設事業」從來林産物は縣有林内より國道に通ずる不完全なる車道により二里半の行程を荷車により搬出するの窮狀なりしが設備の不完全にして運搬力の微弱なるは林業經營上非常なる不利不得策なるにより縣有林に産物の搬出費の軽減を計り林地收入を増大せしめ且つ縣下各林業經營者に對し林産物の搬出方法として至便にして運搬力の大きな森林軌道の範を示す目的にて軌道敷設の計劃を立て大正六年度に於て經費九千二百三十五圓を投じ路面工事を終り昭和三年度に於て經費二万九百七十八圓を以て延長六哩半に亘り軌條の敷設を了り運搬設備を一變せり。

第八 林野基本調査

縣下林野の現況を知悉し以て林野の利用區分を適切ならしめ合理的施業計劃樹立に資せんが爲大正八年度より調査班を設置し林野の基本調査に着手し昭和三年度迄に百五十五ヶ町村の調査を了せり殘餘の百二十二ヶ町村に就ては速急完了せしむる目的にて調査の進捗に努めつ、あり現在調査終了成績左の如し。

郡別 町村數	既濟面積		終了町村名
	合帳面積	調査及見込面積	
能義 一六	二六、三三・七町	三〇、二二・〇町	赤屋、母里、宇賀莊、島田、井尻、安田、廣瀬、安來、能義、大塚、赤江、比田、山佐、飯梨、布部
八東 二	七四九・七	一、二三・六	大庭、揖屋
大原 二	一四、四〇〇・〇	一六、〇七・〇	海潮、阿用、幡屋、加茂、神原、大東、春殖、佐世、屋裏、日登、斐伊、木次
仁多 一〇	三、六九・五	三、一三〇・〇	鳥上、布勢、龜嵩、横田、馬木、三成、温泉、八川、阿井、三澤
飯石 一七	五〇、七〇・八	四、九八・〇	田井、吉田、掛合、松笠、頓原、波多、東須佐、志々、西須佐、鍋山、赤名、來島、三刀屋、中野、多根、一宮、飯石

第九 木炭縣營検査

本縣の木炭は其の産額二千四百万貫價額五百万圓に上り内縣外移出の數量千六百万貫に達し尙將來益其の産額を増加するの趨勢にありて本縣林野産物中首位を占む。而して其の生産町村數百九十三生産戸數一萬三千余戸にして山村生業中重要な地位にあり。

鹿足	美濃	那賀	邑智	鏡川	計
三	三	三	二	一	一五
三八、八八・三	四八、〇〇・八	三三、七三・九	五、五三・一	一一、二二・七	三三、九六・五
五、六六・〇	六四、五〇・〇	四〇、五九・三	五、四七・五	二、六七・六	三六、四六・〇
藏木、朝倉、六日市、七日市、柿木、日原、須川、青原、木部、小川、畑々道、津和野	道川、匹見上、都茂、東仙道、益田、真砂、豊川、吉田、二川、種、安田、匹見下、豊田、二條、高津、高城、美濃、小野、中西、北仙道	下松山、松山、川平、木田、跡市、和田、都川、大藤、三保、岡見	安城、黒澤、炸束、井野、波佐、漁山、大内、周布、石見、今市、江津、渡津	山口、窪田、乙立、朝山、神原、埴治、今市、古志、布智、知井宮、上津、大津、出西、鰯淵、北濱	田所、出羽、高原、阿須那、口羽、布施、都賀、都賀行、谷、澤谷、濱原、粕淵、君谷、吾郷、川本、川越、川下、三谷、三原、根式、中野、井原、矢上、日和、日貫、市山、市木、川戸、長谷

本縣に於ける製炭業は遠く天永年間より起りたるも當時は砂鉄の採取盛にして其の焙鉄燃料として粗製炭を製煉場に供給せしものなり。爾來砂鉄採取事業の消長に伴ひ製炭事業に於ても多少の盛衰ありしに雖製炭事業は殆ん製鉄事業にのみ委附し他に需用を求めざりし爲遂に改良發達するの機運なかりしが偶々和鉄の需要頓に減退し製鉄事業は大打撃を被り業者は事業を中止するに至り延いて製炭業も其の餘波を受け從來の粗製炭は遂に販路を失ふことなれり爰に於て意を製炭方法の改良に傾注する所となり和歌山、高知縣等より教師を聘し優良なる木炭を生産するに及び縣に於ても之が奨励の必要を認め明治四十四年度より製炭教師二名を雇聘して縣下各地へ派遣し其の技術を傳習せしめ亦大正八年度より縣山林會に於て其の事業として八名式黒炭製炭教師を雇聘し引續き毎年縣下各地に於て製炭講習會を開催せり。其の成績頗る良好にして急速なる發達を遂げ製品は著しく改善せられ販路亦交通機關の整備發達に伴ひ逐年擴大するに至り今や三府二十有余縣に亘り取引行はれ品質に於ては先進縣の夫に比し遜色なきに至れり。雖も量目、依裝、銘柄等區々にして動もすれば聲價を失墜するの虞あるを以て縣は當業者の自覺を必要と認め製炭改良組合、木炭同業組合等の普及發達を圖らむを期し奨励の結果飯石、邑智、那賀、美濃、鹿足の五郡木炭同業組合及八十有余の改良小組合の設立を見同業組合に於ては製品の生産移出検査並薪炭林の改良品評會の開催等改良小組合に於ては共同出荷販賣等何れも相當活動し良好なる成

績を挙げつゝありし雖尙各地方毎に依裝銘柄頗る區々なるを以て縣に於ては夙に規格統一の必要を認め大正十五年木炭關係者を以て成る臨時木炭規格統一調査會を開設し本縣木炭規格の基準を決定指示せり。木炭同業組合に於ては之に準し定款を改めたるを以て縣下を通じ局部的には稍々統一を見るに至り市場聲價も著しく面目を新めたり。然りし雖郡役所廢止後は木炭同業組合の普及愈々困難なる事情あるのみならず規格の如き地方的事情により統一を欠ぎ縣下を通じ約八十五種の多きに達し容易に所期の目的を達すること能はざる状態にあるを以て急速之が統一を期するには寧ろ縣營検査に依るの捷徑なるを叫ばるゝに至り、昭和三年縣に於て開設の臨時産業調査會に於て審議の結果縣營検査の計劃を是なりし昭和三年度の通常縣會に豫算を提出し昭和四年九月より縣外移出木炭の検査を施行することなれり而して検査は本縣内生産木炭を本縣外に移出せむとするものに對し之を行ひ検査機關として木炭検査所を設け本所を縣廳内に又主要地点出張所及検査員駐在所を置き尙生産指導の爲各出張所に指導員を配置し以て規格の勵行取締の任に當らしむ尙木炭の規格は標準木炭査定會に諮り知事之を定む。

第十 補助獎勵施設

一、山林會補助

國及縣に於ては山林會の專業を助長する爲之れが事業費に對し年々補助金を交付す最近五ヶ年間に於ける其の補助狀況を表示せば左の如し。(山林會の事業内容に就ては別項縣山林會の部に記載す)

年次	事業費算額	國庫補助額	縣費補助額
大正一三年	一、〇四六円	四三三円	一、〇〇〇円
" 一四年	一、二九六	三三〇	一、〇〇〇
" 一五年	六、五〇四	六二〇	一、〇〇〇
昭和二年	二、五二五	七〇〇	一、一〇〇
" 三年	三、一八〇	五五三	一、九〇〇

二、公有林野造林費補助

本縣公有林野の大部分は古來よりの入會山にして共同使用の慣行を委し各部落民の探薪採草の用に供せられ此儘放任するときは益々林地の荒廢を來す惧れあるを以て一は町村自治經濟の基礎を培へ一は治水上の禍根を斷ち、林地の保全を期せむと欲し明治三十四年縣告示第五十六號を以て

林業獎勵支給規則を設け市町村有又は區有山林に樹苗を植栽し若しくは天然造林を育成したるものに對し初年度造林費の十分の五以内の補助金を支給し全卅六年度に於て之を中止せり。次で明治四十三年三月農商務省令第四號を以て公有林野造林補助規則發布せられ縣は更に當該補助規則を制定し之等林野の造林防火線及保護工事に對し補助を支給し尙造林計劃に付調査を要するものあるときは縣より吏員を出張せしめ之が調査をなし可成的之が助成に努めたり。次で大正三年九月縣令第廿七號を以て之が規則を改正し地盤保護工事に對する補助を削除し専ら造林及防火線に對してのみ補助獎勵をなし今日に及べり。

明治四十三年當該補助規則發布以來政府の助成施設と相俟つて年々助成したる結果昭和二年度迄の造林面積は四千二百七十一町歩にして内人工造林三千六百四十二町歩天然造林一千八百十三町歩に達せり。尙要造林面積七千三百十町歩内無立木地三千五百五十町歩伐採跡地二千七百六十町歩の多數を残存せり既往造林の成績に徴するに年植面積二百三十七町余歩にして之に依り推察する時は今後尙三十年の長期を要す前途尙遼遠なり之が促進を圖るは刻下の急務なり依つて治水事業費補助終了期即昭和九年度迄に極力之が獎勵を爲し完成を期せんことをす。

既往五年間に於ける造林補助成績を擧ぐれば左の如し。

年次	町村數	人工造林	天然造林	防火線	計	補助額
大正十二年度	三〇	八〇,四九三	三,三三〇	八三	八三,七三三	五,五七〇
全 十三年度	三三	一〇六,九三五	五,七二〇	一,〇八六	一一三,七三五	五,八六六
全 十四年度	三三	七七,九二三	六,〇七四	一,一〇〇	八五,一〇七	七,〇〇四
昭和元年度	三三	二二,七五〇	六,八九五	一,八〇〇	三〇,四四五	七,〇〇四
全 二年度	三三	二五,九二八	二九,二四四	四,九二〇	五九,一〇二	六,〇一九
計	一七〇	五五〇,三三〇	二六,九三三	四,九二〇	五八二,一八三	三一,四六三

三、水源涵養造林費補助

本縣に於ける社寺及私有林野に於ける無立木地及散生地の總面積は四萬二千七百町歩にして將來新に植栽造林を要する見込面積は二萬二千五百町歩なり内水源涵養上重要な關係あるものは一萬八千四百町歩にして其の約二分の一たる九千町歩を昭和二年度より向ふ二十一ヶ年間に造林せし

既往に於ける實施成績左の如し。

年 度	補助面積	補助金	事務費	經費計	備 考
昭和二年度	一〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇	一,一〇〇	九,一〇〇	國庫補助金 四分ノ三
自全 三年度	毎年四〇,〇〇〇	一八,〇〇〇	二,四〇〇	二〇,四〇〇	事務補助金 二分ノ一
至 廿一年度	三三〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二,四〇〇	一二,四〇〇	
全 廿二年度	九,〇〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	四九,一〇〇	四〇九,一〇〇	
計					

年 度	補助像定		實 施 状 況		
	面 積	補助金	補助金 交付者	造林面積	植付本數
昭和二年度	一〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇	三三	三〇,四〇三	九,〇七五
				九,〇七五	二九,〇七五
				八,〇〇〇	八,〇〇〇

むる方針を以て政府の施設に策應し昭和二年十月縣令第五五號を以て水源涵養造林補助規程を發布し造林費に對する補助金を交付の途を開き且つ技師一人を新設し速に林相を整へ以て水源涵養の効果を全からしめんことを年度別補助計劃左の如し。

林産物の運搬貯蔵施設の奨励に付ては大正十四年度迄は何等の施設なかりしも大正十五年度より府縣に於ける之等の奨励施設に對し國庫奨励金交付の途開かれたるを以て縣に於ても之に隨伴し大正十五年十二月縣令第七十五號を以て林業共同施設補助規程を發布し森林組合に於て行ふ林道索道及貯木場の新設増設又は改設に要する經費及産業組合市町村若は之に準すべきもの又は森林組合に於て木炭生産者の爲に施設する木炭倉庫及木炭検査に付同業組合又は聯合會に於て木炭生産者の爲に施設する木炭倉庫の新築増築又は改築を行ふものに對し其事業經費四分の一以内の補助金を支給し奨励しつゝあり創業以來の補助成績左の如し。

昭和元年度林業共同施設補助成績表

邑智	郡	村	工事施行者	工種	幅員	延長	經費	國庫補助	縣補助	計額	工事施行者負擔額												
												林組合	車道	米	米	円	円	円	円				
下對山	郡	村	組合名	車道	二・七	三・三六	一七、七八七	二、三五	一、三三	三、九一八	一、七九〇												
林組合																							
<table border="1"> <tr> <td>全三年度</td> <td>四五〇、〇〇〇</td> <td>一八、〇〇〇</td> <td>六〇</td> <td>六七、〇一七</td> <td>九七、三四</td> <td>七、二八三</td> <td colspan="5">昭和三年度ハ補助指令狀況ヲ示ス</td> </tr> </table>												全三年度	四五〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	六〇	六七、〇一七	九七、三四	七、二八三	昭和三年度ハ補助指令狀況ヲ示ス				
全三年度	四五〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	六〇	六七、〇一七	九七、三四	七、二八三	昭和三年度ハ補助指令狀況ヲ示ス																

木炭倉庫

郡	村	工事施行者	棟數	坪	經費	國庫補助	縣補助	計額	工事施行者負擔額
周吉	中	中村産業組合	一	一、一五七	一、二四三・四八	二〇〇	一〇〇	三〇〇	九四三・四八
"	中條	原田産業組合	一	一八・八	二、四三三・〇〇	二〇〇	一〇〇	三〇〇	二、一三三・〇〇
八束	熊野	熊野産業組合	一	一〇五・八	七、五七二	三〇〇	一五〇	四五〇	五、〇七二
那賀	石見	三階産業組合	一	六三・〇	四、〇〇〇	三〇〇	一五〇	四五〇	三、〇〇〇
美濃	都茂	村	五	二四七・九	一、八〇〇・〇〇	三〇〇	一五〇	四五〇	一、三〇〇・〇〇
美濃	郡	郡木炭同業組合	二	一〇九・〇	七、〇一四	三〇〇	一五〇	四五〇	五、七〇一・四
鹿足	青原	青原産業組合	一	七九・〇	五、四〇三	三〇〇	一五〇	四五〇	四、九〇三
"	郡	郡木炭同業組合	一	三三〇・〇	一、八〇〇・〇〇	三〇〇	一五〇	四五〇	一、三〇〇・〇〇
計			一三	一、二三二・二	九、六五・三七	一、三九八	七〇〇	二、〇九八	七、五七七・三七

郡	村	工事施行者	棟數	建坪	經費	補助金		計額	工事施行者負擔額
						國庫	縣費		
鏡川	鰐淵	唐川購買販賣用組合	一	一四〇・八	一〇〇・〇	一六・六七	八・三三	二五〇・〇〇	七五・〇〇
"	山口	山口村信用組合	一	四六・五	四一六・〇	六九・三三	三四・七七	一〇四・〇〇	三三・〇〇
大原	海潮	海潮村信用購買販賣組合	二	五〇・三	六三〇・〇	一〇〇・〇〇	五〇・〇〇	一五〇・〇〇	四三・〇〇
美濃		島根縣美濃郡木炭同業組合	三	一〇二・四	六八五・〇	一一二・〇〇	五六・〇〇	一六八・〇〇	五七・〇〇
鹿足		鹿足郡木炭同業組合	一	一三八・八	一,〇三九・〇	一七・六七	八六・三三	二五九・〇〇	七〇・〇〇
鹿足	小川	小川信用購買販賣用組合	一	二四八・〇	二,二五五・〇	三七五・三三	一八七・七七	五六三・〇〇	一,六二二・〇〇
計			九	六〇〇・七	五,〇九八・〇	八四六・〇〇	四三三・〇〇	一,二六九・〇〇	三,八九〇・〇〇

木炭倉庫

郡	村	工事施行者	工種	幅員	延長	經費	補助金		計額	工事施行者負擔額
							國庫獎勵金	縣負擔額		
周吉	中	中村施業土工	木馬道	一・八	七、六〇・九六	五八・八八	一、〇九・五	五五・五	一、六三六・〇	四、九二一・八
仁多	三澤	布屋施業土工	車道	一・八	五六・〇	九〇八・〇〇	一五・〇〇	七六・〇	三三七・〇	六八・〇〇
邑智	布施	布施施業土工	"	二・七	一、五五〇・〇六	七〇・六四	一、三二・〇	五六・〇〇	一、六九七・〇	五、〇九三・六四
那賀	石見	昭和施業土工	"	二・七	二、三八一・一	九八・二八	九六・〇〇	四八・〇〇	一、四四三・〇	四、五五三・二八
"	都川	都川施業土工	木馬道	一・八	六五〇・〇	一,〇八・六〇	一七・三	八三・四	二五〇・〇	七五三・六三
鹿足	須川	下佐鍛施業土工	車道	二・二	二、五九八・八六	五八・三三	一、〇九・〇〇	五九・九〇	一、六四七・〇	四、九四一・三三
"	小川	直地施業土工	"	二・七	一、七四〇・五七	五六・七五	一、三〇・〇〇	六三・〇〇	一、八九〇・〇	五、六七二・七五
鏡川	北濱	相代施業土工	木馬道	一・八	一、一〇〇・三三	二二・三五	五三・〇〇	二六・八〇	八三三・〇	二、四〇九・三五
計				一八	一〇,三三三・四〇	四,〇五・五六	六,六三二・〇	三,三四八・〇	一〇,〇〇〇・〇	三〇,三六一・五六

林道

昭和二年度林業共同施設補助成績表

五、竹林造成改良費補助

縣下の竹林面積は四千二十町歩にして地味氣候は其の生育に適するも其の經營方法は粗放にして漸次荒廢するの狀況なるにより竹林の改良並新設の必要を認め大正二年度より補助規程を設け一反歩に付新植にありては拾圓以内、手入にありては參圓以内の補助金を交付し獎勵に努めたり。然に大正九年五月規則を改正し郡の補助金に對し郡に交付することとし實施中郡制廢止に伴ひ大正十一年度限り中止の狀態なりしが更に昭和二年五月縣令第三四號を以て竹林造成改良費補助規程を設け新植改良に對し事業經費の八分の一以内を交付するとこし之が造成改良に努めつゝあり昭和二年度に於ける補助成績を示せば左の如し。

事業別	面	積	施業經費	補助金額	備考
新植		一三〇・二六二	七、六三三・八一〇	九〇二・二一〇	六十六ヶ所
改良		一〇四・八一三	一九、六二四・四四〇	二、三四七・〇〇〇	三百八十四ヶ所
計		二三四・一七五	二七、二五八・二五〇	三、一五〇・〇〇〇	

六、砂防費補助

本縣冬期の西北風は甚だ強烈にして恣に吹き荒び海岸砂溜附近にありては砂粒を飛散移動せしめ直接に農作物、家屋、樹木を損傷し或は接續耕地、道水路、河川等を埋め其の慘狀名狀すべからざるものあり依て古來地方住民は家宅、農耕地等の外方に姑息なる防砂垣を設けて僅に之を防止しつゝ、ありしも一朝暴風に際會せば忽ちにして破壊せられ飛砂の猛襲をも拱手傍觀するの止むなき經過を辿り來れり。斯る事態に鑑み其の災害を防止するに共に廣漠たる不毛地をして生産地に變換し直接間接に地産を増殖し公安を保持するの必要を認め縣は大正三年一月砂防事業費補助規則を制定し大正三年度より之が實施を爲し官有砂溜を借受け又は公私有砂溜に砂防施設を行ふ者に對し補助金を交付し斯の種事業を督勵せり。

當初の計畫は本縣砂溜總面積七百四十町歩の内漁業上公共用地として必要の百九十三町歩を除き殘餘の五百四十七町歩の溜地に對し其の外方地帯面積三百二十五町歩に森林造成の目的を以て前記補助金を支給して砂防工事及植樹を行はしめ其の地盤安定するを待ちて内方に當る部分面積二百二十二町歩を耕地に開墾せしむるものこせり之に據り大正三年度より昭和二年度迄に縣より補助金總額三万六千七百八十圓を支出して面積九十四町九反三畝歩に砂防工事を実行せしめたり

海岸砂防事業調査表

外に縣費補助を受けずして施行せし工事地面積八町四反歩あり是等を當初の豫定面積より引去るときは尙今後施設を要する砂溜地面積二百二十一町歩六反七畝歩を存するこゝなる然れども從來も堆砂の移動に因りて絶えず砂溜地面積に變動あり尙最近の情勢は地方産業上に著しき變化を來し關係地元にありても元々漁業用公共用地として割せし地域をも其の一部を割きて砂防事業の施行を希望するに至りしを以て縣は更に調査を行ひ左表の如き結果を見たり。

郡名	砂溜地			備考
	砂防事業既濟地	砂防事業未濟地	抱有開墾設定地	
簸川	三八・四四	四八・七三	八七・一六	既成工事地ノ内四反六畝歩破滅ノ爲改築造ヲ要ス
安濃	一・八三	〇・八五	二・六八	既成工事地ノ内二反六畝歩破滅ノ爲改築造ヲ要ス
那賀	五六・三五	一七・八九	六・八七	既成工事地ノ内四町五反五畝歩同
美濃	六・五五	二六・二五	三三・八〇	既成工事地ノ内八反七畝歩同上
計	一〇三・三三	二六・三三	四四・九〇	

海岸砂防事業實行成績表

斯の如くにして表中に記載の事業未濟の砂溜地二百六十二町三反二畝歩に對し引續き事業實行中に屬せり。既往に於る成績は概して良好にして植栽樹良く生長繁茂し防風飛砂の効顯著のものあり家宅、農耕地等にして安全の域に入りしもの或は従來の砂溜地にして畑地に開墾せられしもの等尙最近の事業施行狀況を表示すれば左の如し。

年度	新設		修補		計
	箇所面積	積	箇所面積	積	
大正二年	五町	五・三〇〇	一八町	一八・二九〇	二三町
一三年	四町	二・七四二	一七町	一七・五九二	二一町
一四年	二町	一・九〇八	一〇町	一〇・〇五二	一二町
一五年	三町	三・四三〇	一〇町	一〇・八三六	一三町
昭和元年	四町	四・一三三	九町	九・一三七	一三町
二年	一八町	一八・六〇三	六四町	六四・〇二六	八二町
計	三三町	三三・〇〇〇	一〇八町	一〇八・〇〇〇	一四一町

七、荒廢地復舊費補助

本縣に於る當初の荒廢地復舊事業豫定地面積は三百六十町歩にして之に對し農林省の治水計劃に基き明治四十四年度より國庫補助を受け縣に於て補助事業を行はんとし明治四十五年二月荒廢地復舊費補助規則を制定し明治四十四年度より大正九年度迄に補助總額四万六千四百五十六圓を支出して百三十九町三反四畝歩の工事を終了せり大正九年更に治水計劃を樹立し殘餘の荒廢地二百二十町餘歩に對し大正十年度より同十八年度迄九ヶ年間に亘り該事業費繼續年期支出方法を定め補助總額十二万二千六百四十八圓を支出して復舊事業を完成することとし之に據り年々實行し來りしを大正十二年に至り國庫並縣の財政上の關係に依り大正十三年度より既定の計劃を變更し繼續年期を大正二十五年迄に延長し目下此の計劃の下に著々事業實行中に屬せり。

本計劃に依り大正九年度より昭和二年度迄に補助總額六万四千百八十圓を支出し面積百二十一町四反四畝歩を終了せり而して之を當初の計劃より見るべきは現在施業未済地僅かに百町歩許を剩す計算なるも最近の推定は實際に之以外に尙約四百町歩の荒廢地あることを知れり。

既往に於ける成績は概して良好にして殊に植栽せるヤシャブシ、ハゲシバリ樹の如きは生育極めて良好にて林地も既に復舊の状態に近きものあり樹間密なるものは保育の爲數年前より間伐を行

ふもの等砂からず。

最近に於ける事業施行狀況を表示すれば左の如し。

荒廢地復舊事業實行成績表

年 度	箇 所 數	施 業 地 面 積	施 業 經 費	補 助 金
大正十二年度	三三	二四・二七〇町	一六、三三三・六〇〇	一三、五七三・〇〇〇
全 十三年度	三三	二三・四〇六	八、三三三・四六〇	六、四三三・〇〇〇
全 十四年度	二七	二二・四〇一	七、九〇八・三七一	六、三七八・〇〇〇
全 十五年度	三三	二二・五四六	七、九六一・三〇八	六、六一〇・〇〇〇
昭和元年度	一九	一一・三九五	七、八三七・一九五	六、五二四・〇〇〇
全 一二年度	一九	一一・三九五	七、八三七・一九五	六、五二四・〇〇〇
計	二五	七四・三四九	四八、〇六三・九三四	三九、四三三・〇〇〇

八、樹苗養成配付

造林事業の進捗に伴ひ樹苗の需要数を激増したるが縣内に於ける養苗の發達之に伴はず縣外より多數の不良苗を移入して造林用に供したるが價格も亦騰貴し造林の成績舉らず造林家の蒙る損害尠からざるものあり加ふるに曩年より蔓延しつゝありしスギ赤枯病は縣下各地に傳播し益々樹苗生産數に不足を告ぐるに至れり茲に於て樹苗の需給を圓滑にし自給苗圃の發達を圖り且つ養苗技術の向上を期せむが爲大正十一年度より縣營苗圃を設置しスギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、クヌギ、ニセアカシヤ、ヤシヤブシ、の七樹種を養成し幼苗の儘需要者に實費を以て拂下を爲し造林業の發達を促進することせり。大正十一年度に於ては縣下八島郡に苗圃を設け二百萬本の幼苗を配給する計畫なりしが翌十二年度には二百五十六萬本配給の計畫に變更し更に全十三年度に於ては二百九十一萬本配給に増加し全島郡二十ヶ所に苗圃を設置するに至れり然るに大正十五年郡役所廢止の結果管理等の都合上止むなく昭和二年度に於ては苗圃數を十六ヶ所に減じ翌三年度には更に苗圃數を十三ヶ所に減じ配給計畫を二百五萬本に減じたるが此間の養苗技術も漸次向上し樹苗の供給も圓滑となりたるを以て民間苗圃の發達を促進する爲昭和四年度に於ては配給數を百五十五萬本に減じたるが將來は民間苗圃の指導助成を専らにし漸次縣營苗圃は縮少する方針

を以て進みつゝあり。

昭和三年度に於ては縣下十一島郡十三ヶ所に苗圃を設け施業反別四町五反六畝二十九歩を經營中なり此の施業經費豫算一万七千四百九十五圓にして現に農業技手二人看守人十三名を設置し之が業務を擔當せり最近五ヶ年間の成績左表の如し。

配給數

年度	大正十二年度	全十三年度	全十四年度	全十五年度	昭和二年度	摘
出願中	二、〇三〇	二、八六二	二、〇九〇	一、五八二	一、一九四	出願數ニ對スル實行數少キハ種類ニヨリ需要ヲ充シ得ザリシニヨル
豫定	一、三〇〇	二、五〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	
實行	一、一五三	二、五三七	二、〇五五	一、二九二	九八九	

収入及支出

年度	大正十二年度	全十三年度	全十四年度	全十五年度	昭和二年度	摘
歳入	一八、〇〇二	二四、六六一	二六、四六四	二六、九三五	一六、一八四	決算額
歳出	一三、二三八	二六、六七六	三、九八四	一四、二一九	一一、五二〇	決算額 (苗木拂下代及國庫補助)

要

第十一 林業團體

一、縣山林會

大正五年本縣に於て大日本山林會總會の開催せらるゝを機として設立し大正八年法人組織となせり本會は創立以來製炭竹林經營其の他一般林業の講習講話會並造林及木炭の品評會を開催し又機關雜誌を發行し其の他林業に關する各種の調査及實地指導等をなし本縣林業界に貢獻せし事跡なからず。而して國及縣に於ては年々山林會の事業費に對し補助金を交付し之が活動を促しつゝあり。

今山林會の豫算及會員並役員の狀況を表示せば左の如し。

島根縣山林會昭和三年度收支豫算

會費	收 入		支 出	
	目 金	額	日 金	額
會費		一、二〇〇円	事務費	六四〇円

會員狀況

(昭和四年一月末現在)

基本金 壹千四百貳拾五圓六拾九錢 (昭和四年一月末現在)

名譽會員	特別會員	通 常 會 員	計	樹苗竹材賣拂代				會 議 費								
				補助金	寄附金	雜收入	繰越金	會費	事業費	基本金造成費	交付金	雜支出	豫備費			
一六人	二〇八人	七二五人	九四九人	一、二一〇	三、二〇〇	一〇、〇〇〇	四七〇	一〇〇	一六、〇八〇	六〇〇	四、二八三	八、〇〇〇	二、一八〇	五〇	三二七	一六、〇八〇

役職員状況

(昭和四年一月末現在)

理事	三人	評議員	一人	幹事	三人	書記及事務員	四人	技手	五人
----	----	-----	----	----	----	--------	----	----	----

備考 理事三名中一名ハ會長二名ハ副會長ニシテ幹事三名中ニハ一名ノ幹事長ヲ包含ス

二、島郡山林會

郡制存續期間中に於ては各島郡に於て夫々適切なる施設をなし地方林業の發達を促せしが郡制廢止後に於ては從來の諸施設を繼續する事至難の状態となり茲に於て郡山林會設立の議各地に擡頭し就中簸川郡の如きは他に率先して之が設立をなし其後各島郡に於ては數郡を除くの外之が設立を見るの盛況を呈せしが會々郡役所廢止問題の勃發するに及び財政餘り豊ならざる山林會等に於ては到底之を繼續し難く中には會名のみ存して事實有名無實に近きもの又解散を餘儀なくせられたるもの等を生ずるの破目に遭遇せしが唯簸川、邑智、隱岐の各山林會は此の間に處し相當の經費を計上し着々事業の實行を期せり然るに昭和四年度に於ては林業技術員を各島郡に駐在せしむる事となり縣は又大に各島郡山林會の設置及發達を獎勵せる結果縣下殆ど一齊に之が設立を見るに至れり。

島郡山林會狀況

今各島郡山林會の狀況を表示せば左の如し。

會名	設立年月	主ナル事業	昭和四年度豫算高	財源
八束郡山林會	昭和四年二月	各島郡山林會共技術員ノ設置及會報ノ發行講習講話會ノ開催、品評會ノ開催、模範林ノ經營、實地指導及林産物ノ販賣斡旋等ヲ主ナル事業トス	五二〇 <small>円</small>	町村費補助
能義郡山林會	四、一		五〇〇	"
大原郡山林會	大正八、八		五四三	"
簸川郡山林會	一一、一		三、一六七	"
飯石郡山林會	一四、四		五五〇	"
安濃郡山林會	一四、五		五六四	"
瀨摩郡山林會	一〇、一		四六七	"
邑智郡山林會	一三、一		一、八六六	"

計	那賀郡山林會 昭和 四、四	三〇一	
	美濃郡山林會 四、一	六〇〇	
	鹿足郡山林會 大正一四、八	五五〇	
	隱岐山林會 一三、六	二、九三五	町村支會負擔

三、木炭同業組合

本縣に於ける木炭業は重要な産業の一にして其の生産の増加を圖り品質を改善し取引の圓滑を期せむが爲には同業者の自治的機關設置の必要を認め夙に之が勸奨を加へたるか明治三十年始めて大原郡海潮村木炭業組合を組織するに至り次で明治四十二年能義郡木炭業組合設立されしが其の後數年にして事業中止し組合は自然消滅の形にあり更に明治四十五年邑智郡木炭業組合の設立を見たるが其の後木炭事業の不振に制せられ組合の組織なかりしが製鉄事業の爲木炭の需要を増したるに鐵道敷設に依る縣外移出量の増加及隣接縣郡の施設等の刺激を受け主なる木炭生産郡に於ては相次いで木炭同業組合の設立を見るに至りしが之より前邑智郡木炭業組合は大正六年同業

組合に組織を變更し大正十年鹿足郡木炭同業組合大正十三年那賀郡木炭同業組合大正十四年飯石郡及美濃郡兩同業組合を設立するに至りたり。既設組合の現況は左表の通りにして設立以來木炭の生産検査又は移出検査を行ひ製品の改良統一を圖り取引上の弊害を除去し組合員の利益を増進するに努むるの傍ら講習講話會の開催販路擴張共進會品評會の開催木炭倉庫の經營炭材林の造成等各方面に力を注ぎ爲に木炭事業は長足の進歩をなし石見木炭若は島根木炭として知らるゝに至りたり。

木炭同業組合一覽表

種別	組合名	設立年月日	組合員數	木炭生産數量	全 價 格	検査 俵 數	經費豫算額	検査員設置數	計
同業組合	飯石郡木炭同業組合	大正十四年三月十二日	一、〇五八人	三、五五九、二八貫	六五二、〇三七円	七〇四、八六俵	一五、三三三円	一〇	九、三三五人
同業組合	邑智郡木炭同業組合	大正六年三月八日	二、五七一人	三、六二五、〇五貫	八五五、五一四円	五六四、四七俵	一五、三三三円	一三	一六、九五九、八六〇貫
同業組合	那賀郡木炭同業組合	大正十三年十一月廿九日	二、一四八人	三、七七一、八九貫	一、〇〇一、四〇三円	一、五〇六、四七〇俵	一五、九〇〇円	一七	四、一三三、七〇三円
同業組合	美濃郡木炭同業組合	大正十四年五月十九日	一、四二三人	四、〇六六、〇〇〇貫	一、〇五一、五二二円	一、三三八、八三七俵	二五、八五〇円	一〇	四、六九九、四一九貫
同業組合	鹿足郡木炭同業組合	大正十年十一月二十五日	一、六〇三人	二、〇〇一、〇三八貫	五八三、二三七円	五八四、七九九俵	二、四六四円	一〇	四、三九九、二九九貫
計									四、三八八、七〇〇貫

備考 美濃郡木炭同業組合、昭和十五年年度ノ事實其ノ他ノ組合ハ昭和二年現現在ヲ掲グ

全 川	全 仁 多	大 原	全 野 波	八 東 山	全 中 山	全 五 箇	全 黑 木	全 都 万
國 富	三 澤	鳥 上	日 登	野 波	森 山	中 山	福 浦	美 田 尻
口 字 賀 施 業	布 業 土 工 屋	万 歲 施 業	日 登 村 施 業	三 ヶ 山 施 業	森 山 施 業	中 山 施 業 土 工 村	福 浦 施 業	美 田 尻 施 業
實 台	實 台	實 台	實 台	見 台	實 台	見 台	實 台	實 台
三 六 〇 〇 〇	三 六 〇 〇 〇	三 六 〇 〇 〇	三 六 〇 〇 〇	一 〇 一 〇 〇 〇	一 〇 一 〇 〇 〇	一 〇 一 〇 〇 〇	一 〇 一 〇 〇 〇	一 〇 一 〇 〇 〇
三 六 〇 〇 〇	三 六 〇 〇 〇	三 六 〇 〇 〇	三 六 〇 〇 〇	一 〇 一 〇 〇 〇	一 〇 一 〇 〇 〇	一 〇 一 〇 〇 〇	一 〇 一 〇 〇 〇	一 〇 一 〇 〇 〇
元 大 正 三 三	昭 和 三 三	昭 和 三 三	大 正 三 三	大 正 三 三	大 正 三 三	昭 和 三 三	大 正 三 三	大 正 三 三
濟	全	全	濟	濟	全	全	全	全

四、森林組合

本縣林野の八割五分を占むる私有林野の開発は森林組合の設立に俟つ處多く就中從來部落有たりし林野を共有に移したるものは所有の關係及從來の慣習により其の取扱放從に流れ森林の荒廢を來し國土の保安を害する虞あるのみならず森林利用上遺憾の点尠なからず保安林の施業及保護は縣の指定に基き各所有者に於て之を行ひ來りしも共同して行ふを便宜且つ有利とす又林産物の運搬貯藏施設は森林利用上最も緊要の事項なるも之が實施には多額の經費を要し單獨に施設すること至難なるを以て所有者共同して施設するを最得策とす縣に於ては之等共有森林保安林及共同施設を要する森林に對しては夙に森林組合の設立を勸奨し其の目的達成の促進に努めつゝあり昭和三年末現在に於ける縣下森林組合は五十二組合にして施業森林組合三十三、造林森林組合一、施業土工森林組合十八あり。

森林組合一覽表

(昭和三年十二月末現在)

縣	郡	町村	組合名	地區面積	組合員數	設立年月日	施業要領
隈	岐	布勢	布施施業	實台 五、六、二、九 五、六、二、九	二六	大正 三、三、三〇	濟

美濃	全	全	全	全	全	全	全	全	鹿足	
豐田	青原	全	藏木	七日市	須川	小川	全	全	柿木	
橫田施業	施業 所屬 青原 繩口 九郎谷 七日市 下業 直業 福川 下組 本郷	施業 所屬 青原 繩口 九郎谷 七日市 下業 直業 福川 下組 本郷	施業 所屬 青原 繩口 九郎谷 七日市 下業 直業 福川 下組 本郷	施業 所屬 青原 繩口 九郎谷 七日市 下業 直業 福川 下組 本郷	施業 所屬 青原 繩口 九郎谷 七日市 下業 直業 福川 下組 本郷	施業 所屬 青原 繩口 九郎谷 七日市 下業 直業 福川 下組 本郷	施業 所屬 青原 繩口 九郎谷 七日市 下業 直業 福川 下組 本郷	施業 所屬 青原 繩口 九郎谷 七日市 下業 直業 福川 下組 本郷	施業 所屬 青原 繩口 九郎谷 七日市 下業 直業 福川 下組 本郷	施業 所屬 青原 繩口 九郎谷 七日市 下業 直業 福川 下組 本郷
實台	實台	實台	實台	實台	見台	見台	實台	實台	實台	
一四六・七〇・八六五	一四六・七〇・八六五	一四六・七〇・八六五	一四六・七〇・八六五	一四六・七〇・八六五	一四六・七〇・八六五	一四六・七〇・八六五	一四六・七〇・八六五	一四六・七〇・八六五	一四六・七〇・八六五	
二〇	〇	二	六	三	〇	〇	一〇	元	元	
二全	二全	二全	二全	二全	二全	二全	二全	二全	大正	
二、三	二、三	二、三	二、三	二、三	二、三	二、三	二、三	二、三	二、三	
全	全	全	全	全			全	全	全	

全	全	全	美濃	那賀	全	全	全	全	那賀
中	西	匹見上	小野	美濃	今福	松山	全	全	石見川
施大業 土道	東區 施業	飯浦 施業	有田 施業	澤業 土津	大業 土矢	長見 同志 工會	昭業 土和	雲業 來土	施業 土川
實台	實台	實台	實台	見台	見台	見台	見台	見台	見台
八三・五三・〇八〇	七三・四三・〇〇	一四九・一〇・九〇	八五・二〇・〇〇	八九・〇〇・一〇	一〇四・三三・三三	一四〇・〇〇・〇〇	一四〇・〇〇・〇〇	一四〇・〇〇・〇〇	一四〇・〇〇・〇〇
二	三	七	七	三	三	三	三	三	三
二全	二全	八全	三全	昭全	三全	二全	二全	二全	二全
六、三	三、元	九、元	三、〇	三、七	三、七	二、三	六、三	四、三	三、四
全	全	全							

- 四、林野の整理及施業の促進を圖るこゝ
- 五、公安及國土保安に關係有る林野の調査及施工の促進を圖るこゝ
- 六、林業團體の普及發達を圖るこゝ
- 七、林業智識の普及、向上を圖るこゝ

一、森林造成

本縣民有林野中立木地は三十七万九千三百九十町歩にして内針葉樹林七万八千五百六十三町歩、闊葉樹林二十九万六千八百五町歩、竹林四千二十八町歩あり無立木地は四万町歩にして採草地其大部分を占む森林の蓄積は相當豊富なりしも近時亂伐、過伐の爲漸次減少し現在針闊葉樹四千六百万石、竹材五百七十万束を存す而して人工造林見込面積約二十万町歩にして然も最近年々の平均伐採面積六千町歩内外なるに對し人工造林面積千町歩乃至千四百町歩に過ぎず現在人工造林の總面積は僅に二万七千餘町歩を算するの狀態にあり將來文化の進展と共に益々用材及薪炭の需要増加すべきを以て外材輸入の防遏ニ林産物の需給の圓滑を期せむが爲森林造成の改善促進を圖るの必要ありと認む。

施設

森林造成の改善促進を圖らむが爲左の施設を必要とす。

- 一、林野基本調査の急速完成を期するこゝ
- 二、林野基本調査完了の地方に對しては適切なる土地の利用を指導獎勵するこゝ
林野基本調査の結果に基き施業計劃案の編成を爲さしめ之が實施を指導するものこゝ
- 三、自給樹苗圃の設置を獎勵するこゝ
共同自給樹苗圃の設置を獎勵し縣營樹苗圃は漸次縮小して廢止するものこゝ
- 四、公有林野の造林を獎勵するこゝ
- 五、社寺有及私有林野の造林を獎勵するこゝ
- 六、竹林の造成改良を獎勵するこゝ
專任技術員を設置し一層指導獎勵に力むるものこゝ
- 七、薪炭林の改良を獎勵するこゝ
- 八、用材林の撫育間伐を獎勵するこゝ
- 九、縣行造林を實施するこゝ
 1. 公有林野に對し分收造林契約に依り縣行造林を爲すこゝ
 2. 治水上重要な關係を有する社寺有及私有林野に對し分收造林契約に依り縣行造林を爲す

- 十、技術員を各郡に駐在せしめ林業の指導獎勵に力めしむること
 十一、町村に林業技術員の設置を獎勵すること

二、森林利用

本縣森林の利用は從來消極的にして日常必需の用材及薪炭材を自給する程度に止りしが偶歐洲戰亂の影響を受け材價頓に昂騰し且鐵道の開通、道路の改修に伴ひ未開の森林も漸く其の利用價值を増進するに至れり林野産物の産額は木炭三百五十二万圓、用材百八十五万圓、薪炭材百七十六万圓、竹材十六万圓其の他六十五万圓、計七百九十四万圓なり製炭業は近時異常なる發展を遂げ十年前に比すれば其の産額約八倍に達し品質亦著しく改善せられ之が爲中央市場に於て名聲を博し覇を争ふに至れり然りと雖其の規格未だ區々にして統一を缺くものあるは遺憾とする所なり。林野一町步當産額は僅に十八圓に過ぎざるが是は主として林産物の搬出及貯藏の施設未だ普及發達せず又販路方法幼稚なる等に基因するを以て大に森林利用の改善發達を圖るの必要ありと認む

施設

森林利用の改善、發達を圖らむが爲左の施設を必要とす。

- 一、林産物の搬出及貯藏施設を獎勵すること
 1. 林道索道及貯木場並木炭倉庫設置費補助を増額すること
 2. 技術員を増置すること
 二、製炭の改良を獎勵すること
 1. 改良製炭窯の築設を獎勵すること
 2. 製炭試験を行ふこと
 3. 製炭教師を設置すること
 三、木炭の縣管検査を行ふこと
 四、木材の加工を獎勵すること
 五、林産物の販路調査並販賣の斡旋に力むること

三、森林保護

本縣の森林保護施設は甚だ不徹底なるの遺憾有り將來森林利用價值の増大するに伴ひ益々林野火災の豫防並風雪害病蟲害の防除等森林保護の徹底を圖るの必要ありと認む。

施設

森林保護の徹底を圖らむが爲左の施設を必要とす。

- 一、林野の防火施設を奨励すること
1. 林野消防隊の組織を奨励すること
2. 林野防火線の設置を奨励すること
3. 林内火氣取締制札の建設を奨励すること
4. 炭窯小屋の屋根に不燃焼物の使用を奨励すること
- 二、林野の風雪害及病蟲害防除の實地指導に力むること

四、林野の整理及施業

本縣林野整理の狀況は公有林野中部落有林野は從來二万三千六百餘町歩在りしも明治四十三年度以降一万八千餘町歩を統一し現在未統一地五千六百町歩を存す入會整理は其の關係地三万三千三百餘町歩中一万八千六百餘町歩を整理し現在未整理地一万四千七百餘町歩を存す入會整理を爲したるものにして施業計畫案を樹立せるもの九十八町村二万五千餘町歩にして今後之れが調査編成を要するもの尙百六十九町村、一万四千餘町歩を殘存せり。私有林野に在りては臺帳面積百町歩

施設

以上の所有者二百餘人に達するも之が經營施設の見るべきもの、なきを遺憾とす而して公有林野の多くは治水上必要の地位を占むるのみならず之に對する造林は町村基本財産造成上最も有利確實なるものなるを以て速に整理し施業の促進を圖るの必要ありと認む。

林野の整理及施業の促進を圖らむが爲左の施設を必要とす。

- 一、公有林野の統一、整理を奨励すること
- 二、町村林業委員の設置を奨励すること
- 三、社寺有及私有林野の整理開發を奨励すること

五、公安及國土保安に關係ある林野の調査及施工

公安及國土保安上重要な關係を有する林野に就ては明治四十三年度以降之を調査し必要に應じ開墾を制限し又は保安林に編入せしが尙調査未済の町村數二百を存す。又林野中崩壞、禿裸し又は砂鉄採取の爲荒廢せるもの四百餘町歩ありしが補助金を交付して之が復舊を奨励し既に二百七十町歩の施工を了せしも尙百三十餘町歩を殘存す海岸に於ける砂濱は四百餘町歩にして其の飛砂は人畜及農作物に危害を及ぼすを以て大正三年度以降補助金を交付し砂防工事を督勵せしが施工済

地は未だ九十餘町歩に過ぎずして尙大部分を殘存す仍て是等林野の調査及施工の促進を圖るの必要ありと認む。

施設

公安及國土保安に關係ある林野の調査及施工の促進を圖らむが爲左の施設を必要とす。

- 一、公安及國土保安に關係ある林野の調査の急速完成に力むること
- 二、荒廢地復舊工事の實施を獎勵すること
- 三、海岸砂防工事の實施を獎勵すること

六、林業團體

本縣の林業團體は森林組合四十四、郡木炭同業組合五、縣及島郡山林會十、其他木炭改良出荷組合、造林實行組合、竹林改良組合、防火組合等の林業小組合約百五十あるも木炭同業組合を除き他は概して萎靡不振の状態に在るを遺憾とす軌近時代の趨勢は益々共同組織を訴へて歌まざるを以て將來是等林業團體の統制ある普及發達を圖るの必要ありと認む。

施設

林業團體の普及、發達を圖らむが爲左の施設を必要とす。

- 一、縣、島郡及町村山林會の系統的普及發達を圖り一層之が活動を獎勵すること
- 二、森林組合の普及發達を圖り且聯合會の設立を獎勵すること
- 三、木炭同業組合を助成して之が普及發達を圖り且聯合會の設立を獎勵すること
- 四、各種林業小組合の設置を獎勵すること

七、林業智識

林業智識は從來講習會講話會の開催及小學校並實業補習學校に於ける學林の設置等に依り近時漸次啓發せられつゝありと雖未だ實際的智識、技能に乏しき現状にあるを以て一層新業智識の普及向上を圖るの必要ありと認む。

施設

林業智識の普及、向上を圖らむが爲左の施設を必要とす。

- 一、講習會、講話會、品評會、共進會の開催及實地指導に力むること
- 二、指導林を設置すること
- 三、小學校及實業補習學校に學林の設置を獎勵し之が實地指導に力むること

第十三 縣林業費豫算

(歳出)

費目	九年度		十年度		十一年度		十一年度		十一年度		十一年度		十一年度		十一年度		十一年度	
	正	全	正	全	正	全	正	全	正	全	正	全	正	全	正	全	正	全
經常部	590	860	590	860	590	860	590	860	590	860	590	860	590	860	590	860	590	860
地方森林會費	16,292	3,826	16,292	3,826	16,292	3,826	16,292	3,826	16,292	3,826	16,292	3,826	16,292	3,826	16,292	3,826	16,292	3,826
職員費	9,977	2,583	9,977	2,583	9,977	2,583	9,977	2,583	9,977	2,583	9,977	2,583	9,977	2,583	9,977	2,583	9,977	2,583
縣有林費																		
苗圃費																		
木炭検査所費																		
臨時部	26,807	5,270	26,807	5,270	26,807	5,270	26,807	5,270	26,807	5,270	26,807	5,270	26,807	5,270	26,807	5,270	26,807	5,270
林業技術員補助	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
造林補助	4,077	4,733	4,077	4,733	4,077	4,733	4,077	4,733	4,077	4,733	4,077	4,733	4,077	4,733	4,077	4,733	4,077	4,733
山林會補助	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
木炭同業組合補助	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
公有林野造林費補助	11,299	11,299	11,299	11,299	11,299	11,299	11,299	11,299	11,299	11,299	11,299	11,299	11,299	11,299	11,299	11,299	11,299	11,299

第十四 雜

一、國有林

荒廢地復舊費補助	11,550	11,550	11,550	11,550	11,550	11,550	11,550	11,550	11,550	11,550	11,550	11,550	11,550	11,550	11,550	11,550	11,550	11,550
砂防工事費補助	3,186	3,186	3,186	3,186	3,186	3,186	3,186	3,186	3,186	3,186	3,186	3,186	3,186	3,186	3,186	3,186	3,186	3,186
公有林野整理費補助		1,419		1,419		1,419		1,419		1,419		1,419		1,419		1,419		1,419
林業共同施設費補助																		
竹林造成改良費補助																		
水源涵養造林費補助																		
縣有林軌條敷設費																		
合計	14,736	14,736	14,736	14,736	14,736	14,736	14,736	14,736	14,736	14,736	14,736	14,736	14,736	14,736	14,736	14,736	14,736	14,736

現在の國有林は元の官林にして林區署官制施行以前は縣に於て(土木課地理係)之が管理をなし該官制施行後に於ては各林區署に於て管理經營をなせしが大正十二年林區署制を廢し新たに縣下三ヶ所に營林署(松江、川本、日原)を設置し以て國有林の管理經營に當たらしむることなれり而して本縣下國有林は現今一万六千三百八十八町歩にして林相は主として針潤混淆林及針葉樹林

にして潤葉樹林之に亞ぎ美林諺ならず。

二、學校林

本縣に於ける學校林は大別して小學校に於ける學校林、中等實業學校に於ける學校林に區別し得。小學校に於ける學校林は其の設置の目的に依り基本林、記念林、教材林、實習林に類別し得べし。雖本縣に於ける學校林は相互相兼ねたるもの多く町村有林野の一部に特に「學校林」の名を付して造林撫育を行ひ將來其の收入を以て教育關係經費に充當し併せて兒童學習の資料たらしめむとするものなり。之蓋し愛林思想の涵養は之を幼時に於て充分に行ふ必要あるが爲に森林は基本財産として最も適合せるによるものなり而して其の適地を町村有林野に求め難き町村にありては個人有林野に地上權を設定し分收造林を施行せるものも尠しきせず。學校林の設置に就ては從來特に奨勵せしこなきも御即位大典記念各戰役戰捷記念其他皇室及國家に慶事ある場合等機會ある毎に植林を奨勵せし結果は町村の自發的に設置するものも相俟て縣下小學校總數二百九十六校の内昭和三年度末に於て學校林を有するもの二百三十五校其面積九百六十一町八反歩の多きに達し縣に於て施業計劃案の編成及施業上の指導等公有林野と同様に指導督勵を加へたる結果學校林の大部分は造林を了し林相の見るべきもの多し。縣下實業學校中學校林を有するは松江、益田兩農林學校及大田農學校の三校にして何れも生徒の實習に資するものなり。松江農林學校は

飯石郡來島村縣有林の一部に百五十五町歩の演習林を又八東郡乃木村地内に於て公有及私有林野に地上權を設立せるもの三十七町歩計百九十二町歩を有し益田農林學校は美濃郡益田町有林の一部に二十町歩及同郡匹見上村有林の一部に二百三十三町歩計二百五十三町歩の地上權を有し大田農學校は大田町有林の一部に三十町歩の地上權地を有し何れも生徒の演習林として一定計劃の本に經營し一切の作業は生徒の手に依りて行はれ來島縣有林に於ける松江農林學校の演習林の如きは鬱蒼たる美林をなせり。

昭和二年度末に於ける島郡別學校林の狀況を示せば左表の如し。

島郡名	小學校		實業學校	
	學校總數	所有學校數	學校總數	所有學校數
八東郡	四	三	—	—
能義郡	二五	一八	—	—
仁多郡	三	三	—	—
大原郡	一八	七	—	—
飯石郡	三	三	—	—
鏡川郡	五	五	—	—
安濃郡	三	二〇	—	—
合計	一一〇	六二	—	—
	面積	面積	面積	面積
八東郡	三、四三	—	—	—
能義郡	三、〇〇	—	—	—
仁多郡	七三	—	—	—
大原郡	八〇〇	—	—	—
飯石郡	八三	—	—	—
鏡川郡	一、〇〇〇	—	—	—
安濃郡	四八	—	—	—
合計	一一、〇〇〇	—	—	—

遷摩郡	二〇	一三	一九	五七	一			
邑智郡	三三	一四	二七	三五〇	一			
那賀郡	三三	四	四六	六〇	一			
美濃郡	二四	一五	一五	二二	一			
鹿足郡	二二	一七	三五	三五〇				
隱岐島	三三	一〇	八	六〇	九			
計	三九六	二三五	五三	九、六八	九	四	七	四、四七

三、林産物移出

木炭、坑木、薪材は逐年移出増加の傾向にありて移入は殆んきなく用材及竹材は大正十三、四年に於て移出最も多かりしが其の後逐年減じ用材は移入増加の傾向にあり。而して現在には移出總額四百九拾四万貳千四百五拾圓移入總額拾万八千六百八拾圓にして移出の最も多きは木炭にして用材、薪材、坑木、竹材之に亞ぐ移入に於ては用材、木炭の順位なり其の状況左の如し。

用材	移出	移出	移入
	三、四、三、四六石	八、九七、三、八二石	二〇、一、三、三五石
			九〇、三、一〇石

木炭	一六、二、四三、〇〇〇	三、三、七、九八石	一八、一七〇石
薪材	二、三、二、〇〇〇	四、六、一、六〇	
坑木	一三、一、二三石	一、八三、五、六〇	
竹材	五、二、一、〇〇〇	五、七、四、四〇	
計		四、九、四、二、四五〇	一八、六、六〇

而して用材に於ては生産量の三割六分を九州、山口、大阪、名古屋方面に移出し移入額は三分に過ぎず木炭に於ては生産量の五割九分を移出し其の移出先は横濱を第一位とし其の數量四百七十二万貫に達し神戸、東京、大阪之に亞ぎ其の他全國二十有余縣へ移出す。坑木は總て之を山口縣及九州に移出す薪は生産量の一割を神戸、大阪、名古屋方面へ移出し又竹材は三割五分を名古屋、京都、滋賀方面へ移出する状態にあり詳細左の如し。

林産物の生産消費移出入状況

年次	用材		坑木		木炭	
	生産量	縣内消費	移出	移入	移出	移入
大正十一年	四六、四、四三石	二八、四、六八石	一七、三、八〇石	三、六、〇石	一石	一石
十二年	七五、六、九五	四七、八、四一	三〇、二、八〇	四、四、六	一石	一石
			統計及推定數			

年次	木		炭		薪	
	生産量	縣内消費	移出	移入	移出	移入
大正十一年	一四、三八九	六、三三二	八、〇八九	三、一〇七	三、一〇七	七、五六一
十二年	一五、三三五	六、八八三	八、四六六	三、九六六	三、九六六	五、八二二
十三年	一五、七三四	六、九九九	八、八四二	四、七〇四	四、七〇四	一、五九三
十四年	二五、三三七	一一、一九五	一四、一〇七	三、九〇六	三、七〇三	一、七二四
十五年	二七、二三三	一一、〇六五	一六、一四三	三、一四三	二、八三三	二、三三二
大正十一年	一三、五七六	三、七三三	九、八四三	二、一〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇
十二年	一五、四五六	四、〇七八	一一、三七八	三、四〇〇	三、四〇〇	一、〇〇〇
十三年	一四、〇七五	三、七五八	一〇、三一七	三、四〇〇	三、四〇〇	一、〇〇〇
十四年	一四、八九一	三、七五二	一一、一三九	三、四〇〇	三、四〇〇	一、〇〇〇
十五年	一七、三三二	三、五三二	一三、八〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇	一、〇〇〇
備考				統計及推定數		統計及推定數
				實地調査數		實地調査數

四、林業労働者

近時林業の發達に伴ひ之が労働者は漸次其の數を増加し現在に於ては専業者二千六百六十五人兼業者一万八千六百八十八人なり又之を各事業別に就て見るときは製炭業者最も多く木材の搬出運搬業者之に亞ぎ伐木造材業者並造林業者(苗圃を含む)等又之に亞ぐ而して勞銀は事業の種類によりて異なるも男子にて最高壹圓九拾錢最低九拾八錢婦女子にして最高壹圓貳拾錢最低六拾錢なり今之等の狀況を表示せば左表の如し。

(一) 労働者總數

年次	男		女		計
	専業	兼業	専業	兼業	
大正十一年	一三、五七六	三、七三三	九、八四三	二、一〇〇	一、七〇〇
十二年	一五、四五六	四、〇七八	一一、三七八	三、四〇〇	一、〇〇〇
十三年	一四、〇七五	三、七五八	一〇、三一七	三、四〇〇	一、〇〇〇
十四年	一四、八九一	三、七五二	一一、一三九	三、四〇〇	一、〇〇〇
十五年	一七、三三二	三、五三二	一三、八〇〇	三、二〇〇	一、〇〇〇
備考					

益田製材所	芝田製材所	中原製材所	君市製材所	恒松合名會製材工場	本間製材所	原本製材所	團材工場	井式會社製材工場	株原工業製材工場
益田町	吉田村	美濃郡	石見村	太田町	"	荒木村	木次町	赤名村	頓原村
"	"	"	"	"	"	電氣	電氣	瓦斯	蒸氣
三〇	三〇	三〇	三〇	三五	三五	三五	三五	三〇	三〇
帶丸鋸	帶丸鋸	帶丸鋸	帶丸鋸	腹押式鋸 製函丸鋸	車付帶鋸	自動送材鋸	丸鋸 堅橫帶鋸	丸鋸	丸鋸
一	二	二	一	一	一	二	二	二	二
六	七	五	六	一八	四	三	七	二	三
四、二七〇	五、〇〇〇	三、四九〇	一、四〇〇	三、四七二	三、五〇〇	二、五〇〇	一、五〇〇	四、〇〇〇	一五、〇〇〇
"	"	"	"	"	"	"	內地材	"	內地材
五、九六〇	八、〇〇〇	五、七三〇	二、三〇〇	五、五六〇	五、四八〇	四、二〇〇	二、五〇〇	七〇〇	二五、〇〇〇
"	"	製函兼引 製函兼引 製函兼引	製函兼引 製函兼引	四ヶ月休業	"	一部貸金	一部貸引	"	一部貸引

今太製材所	出雲株式會社製材工場	製材工場	製材工場	令石倉製材工場	井式會社製材工場	井式會社製材工場
安來町	"	"	"	"	松江	松江
蒸氣	"	"	"	"	電氣	電氣
三〇〇	三〇	三〇	三五	三〇	三〇	三〇
製函丸鋸 製函切丸鋸 製函切丸鋸	板專用鋸 四十二吋 送式帶鋸 四呎自動鋸	帶丸鋸	帶丸鋸	帶丸鋸	帶丸鋸	丸鋸
一	二	二	一	一	二	二
八	二	二	七	七	一六	一〇
三、九六〇	一、三四〇	二、五三〇	一、〇五〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇
米內地材	內地材	米內地材	米內地材	米內地材	米內地材	米內地材
二、〇〇〇	三、〇七〇	一、〇八〇	二、一六〇	一、三六〇	一、三六〇	三、〇〇〇
"	製函兼引 製函兼引 製函兼引	製函兼引 製函兼引 製函兼引	製函兼引 製函兼引 製函兼引	製函兼引 製函兼引 製函兼引	製函兼引 製函兼引 製函兼引	製函兼引 製函兼引 製函兼引

民設製材工場調

(昭和元年未現在) (原動機二〇馬力未満者略)

潮製材工場	朝倉村	三	丸	鋸	一	二	六〇〇	一、〇〇〇	工場修繕ニ依リ四ヶ月休業
冬製材工場	柿木村	三	丸		二	四	一、〇〇〇	二、七〇〇	依リ四ヶ月休業
川製材工場	日原村	三	丸		三	八	九、八〇〇	一四、〇〇〇	一部貸引
中村製材所	中村	三	丸	鋸	二	五	三、七〇〇	五、五〇〇	
布施製材所	布施村	三	丸	鋸	二	四	一、三〇〇	二、二五〇	四ヶ月休業

六、水力電気発電所

本縣は山岳相當多く自然河川に富み江川、斐伊川等を始めとして幾多の河川此處に其の源を發し水力利用の點に於ては天恵を得たるものと謂ふべく之が發電力包藏量は又相當多し今最近に於ける水力利用状況を觀るに次表の如く發電所數十七ヶ所起業者五にして實に二万八千五百有余の馬力を有す。而して之等發電所に關係ある舟筏量及び流筏量は十八万八千七十六才にして其の量餘り多からざるを以て林業家に對し大なる影響を及ぼしたる事尠なく双方比較的圓滿に事業を經營しつゝあり。

Table with multiple columns and rows, containing faint text and numbers, likely a detailed data table or ledger. The text is mostly illegible due to fading and low resolution.

製材工場	日原村	電氣	三〇	丸	鋸	二	四	一、三〇〇	二、二五〇	四ヶ月休業
中村製材所	中村	蒸氣	三〇	丸	鋸	二	五	三、七〇〇	五、五〇〇	
布施製材所	布施村		二五	丸	鋸	二	四	一、三〇〇	二、二五〇	

六、水力電氣發電所

本縣は山岳相當多く自然河川に富み江川、斐伊川等を始めとして幾多の河川此處に其の源を發し水力利用の点に於ては天恵を得たるものと謂ふべく之が發電力包藏量は又相當多し今最近に於ける水力利用状況を觀るに次表の如く發電所數十七ヶ所起業者五にして實に二万八千五百有余の馬力を有す。而して之等發電所に關係ある舟筏量及び流筏量は十八万八千七百六十才にして其の量餘り多からざるを以て林業家に對し大なる影響を及ぼしたる事尠なく双方比較的圓滿に事業を經營しつつあり。

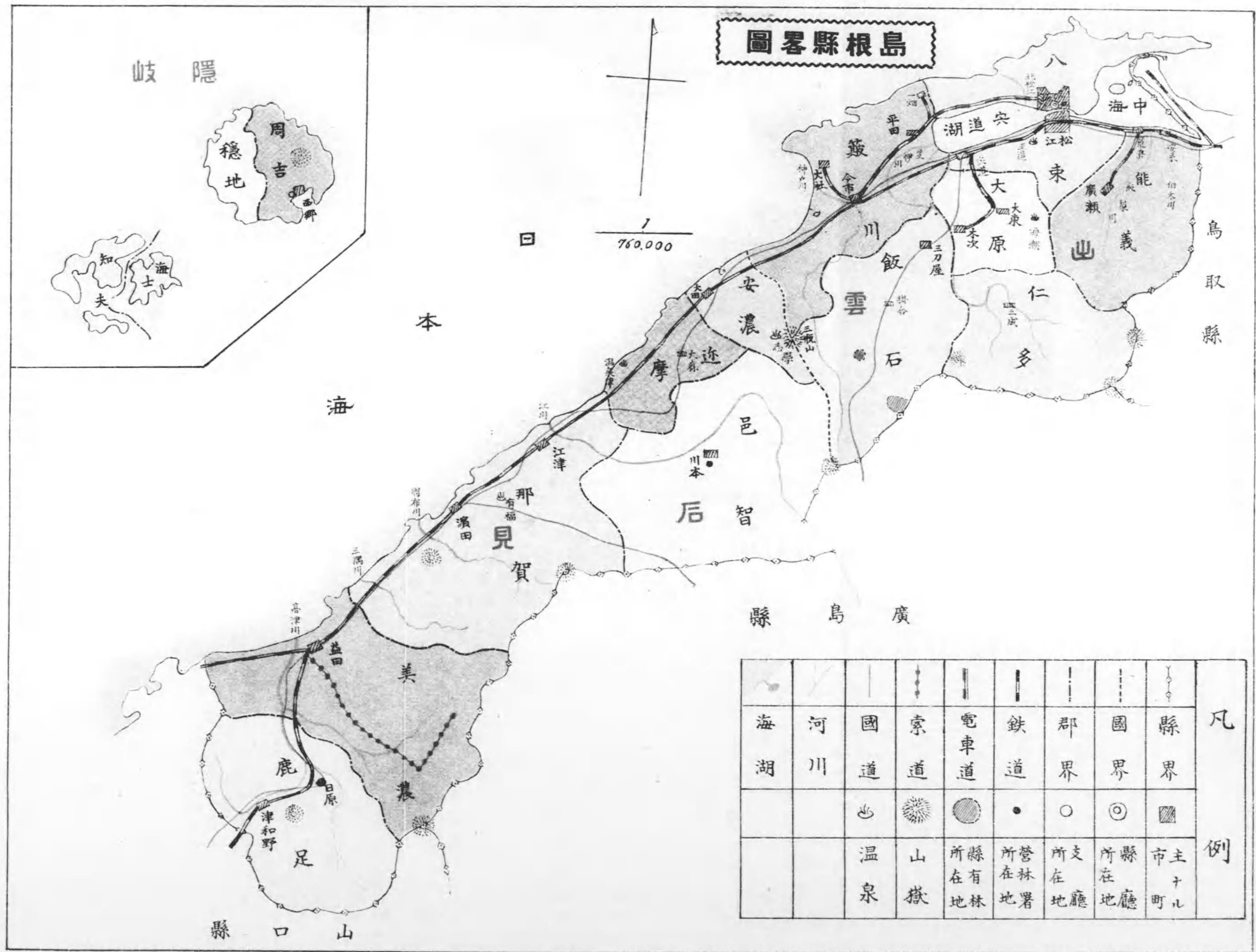
島根縣内水力發電所一覽表

(百馬力以上)

(昭和三年十月調)

川名	開業年月日	目的	取水口	放水口	水量		水路延長	堰堤高	取水口高低差	落差	理論馬力	發電力	舟筏量及流筏量	備考
					流量	使用水量								
伊川	明治四、五、三 (許可)	電燈電力供給	仁多郡三澤村大字三澤	平澤	立方尺 一、〇〇〇	立方尺 一、〇〇〇	一、三六六	三	一三	一三	一、六五七	九二〇	三、〇〇〇	
伊川	大正七、四、七	自家用電燈及電氣爐ニ使用	仁多郡横田村大字杓子濱子	全郡全	五八九	一〇〇	一、四九九	六	一四	一四	一、三三三	八〇〇	三、〇〇〇	工事未着
戸川	大正二、二、七	電燈電氣供給	鏡川郡窪田村大字一窪田	全郡全	四〇〇	一〇五	五三三	六	九七	九四	一、一三〇	六〇〇	五、〇〇〇	
伊川	全 九、一〇、六	電燈電力供給、礦山電氣化學工業用	鏡川郡乙立村大字八幡原	全郡全	二〇〇	二〇〇	二、一九四	一八	一三	一三	二、四九七	一、四九〇	八、〇〇〇	
伊川	全 七、七、三	電燈電氣供給	仁多郡温泉村大字平田	全郡全	六五〇	二〇〇	一、二五七	七五	九八	九三	一、〇九二	一、〇八三	五、〇〇〇	
羽川	全 八、四、七	カーバイト製造及自家用点燈	邑智郡高原本村大字伏谷字野尻	全郡阿須那村大字雪田字下落合	一六五	八〇	一、四六六	二	一四	一三	一、一七	六七五	一、六、四六六	
布川	明治四、六、五	電燈電氣供給	那賀郡石見村大字長見	全郡大内村大字内村字一、瀬	三〇〇	八〇	七三三	一七	一五	一〇	九三〇	五〇〇	三、五〇〇	
見川	大正二、六、二	"	美濃郡匹見下村大字澄川	全郡那賀郡石見村大字下原	四五〇	一三〇	四、四〇四	一七	二七	二七	六、九三九	三、九三四	七、三三九	工事中
見川	昭和三、六、一	"	鹿足郡日原村大字枕瀬	全郡那賀郡石見村大字下原	一三三	一〇六	四、〇八五	六、六	二六	二二	三、一九八	一、八三三	一、八三三	工事中
見川	大正三、九、六	"	美濃郡道川村大字下道川	全郡那賀郡石見村大字左鏡	二〇〇	七五	三、三三九	二	四	四	三、三三九	一、八六八	一、八六八	
見川	大正三、三、五	"	鹿足郡日原村大字左鏡	全郡那賀郡石見村大字長見	五二〇	九四	六〇	一	四〇	四〇	四一八	三三〇	三三〇	
布川	大正〇、八、三	"	那賀郡石見村大字長見	全郡那賀郡石見村大字長見	二四〇	六〇	一、〇一〇	二	一〇	一〇	六九五	四〇〇	四〇〇	
布川	大正九、八、七	"	那賀郡日原村大字貫川	全郡那賀郡日原村大字貫川	一五五	一〇〇	三、九四八	七	三五	三〇	二、四〇〇	二、六五七	二、六五七	工事中
水川	昭和三、四、一〇 (開業)	電燈電氣供給及化學工業用	安濃郡佐比賣村大字志學	全郡那賀郡日原村大字貫川	三三	二〇	一、二五〇	早一四 久八、五	五三、九	五〇、八	一、九七七	一、一三六	一、一三六	
水川	大正七、三、二 (許可)	電燈及動力供給	邑智郡粕淵村大字久保	全郡那賀郡粕淵村大字久保	三三	二	四四四	七	九四	九二	二二六	二二四	二二四	
部川	大正〇、二、三	工場、電燈電力用	能義郡布部村大字布部	全郡那賀郡布部村大字布部	四〇	三六	一、二一六	四、二	二五七	二五三	一、〇一六	五〇〇	五〇〇	工事未着
田川	全 ()	"	能義郡布部村大字布部	全郡那賀郡布部村大字布部	一五	一三	一、四五五	四、二	三二	三〇	四二二	三二二	三二二	

島根縣略圖



海湖	河川	國道	索道	電車道	鐵道	郡界	國界	縣界	凡例
		也	山嶽	縣有林所在地	營林署所在地	支廳所在地	縣廳所在地	主市町	
		溫泉							

山口縣	廣島縣	岡山縣	鳥取縣	全縣ノ下位	島根縣並順位	島根縣ノ順位
三、四六八、九五〇	四、〇九四、七三三	三、七五、〇八	一、八四七、三三三	新潟 四、二八七、七八八 香川 四三三、九三〇 岡山 四三三、九三〇	(7) 四、三九七、五九九 (30) 四、三九七、五九九	四、三九七、五九九
三三	一六八	〇	四一	五二六	五二六	五二六
七三、〇三	一八八、七三三	一三八、八四七	九二、五七五	北海道 一〇八、〇八九 鹿兒島 二二、四〇一	(13) 二二、四〇一	二二、四〇一
五九、九一四	一九、〇五二	一三、七三九	四五、五七四	香川 宮崎 三二、〇六六 岡山 一、六九五 奈良 六四、九三六	(35) 三二、〇六六	三二、〇六六
一〇、六〇八	一八、一四六	一、六九五	五九三	佐賀 一四、千葉 二、沖繩 五三、七七	(23) 一、六九五	一、六九五
一六〇、七五五	二七、一〇三	一七七、五九〇	一三、九四六	兵庫 三、三六六、一三五	(12) 三、三六六、一三五	三、三六六、一三五
二、三〇七、四八七	二、三三〇、〇一一	二、一八六、三六七	一、四四二、五四九		(6) 三、五〇〇、一八一	三、五〇〇、一八一

島根縣



島根縣	松江市	松江市	松江市	松江市	松江市	松江市
松江市	松江市	松江市	松江市	松江市	松江市	松江市
松江市	松江市	松江市	松江市	松江市	松江市	松江市
松江市	松江市	松江市	松江市	松江市	松江市	松江市
松江市	松江市	松江市	松江市	松江市	松江市	松江市
松江市	松江市	松江市	松江市	松江市	松江市	松江市
松江市	松江市	松江市	松江市	松江市	松江市	松江市
松江市	松江市	松江市	松江市	松江市	松江市	松江市

昭和四年五月二十日印刷
昭和四年五月二十五日發行

島根縣山林會

松江市寺町二百五番地ノ三
印刷者 友 定 長 治

松江市寺町二百五番地ノ三
印刷所 松江印刷株式會社

323
119

皇財山林會
中華民國二十九年
五月十日
...

終

